

第十九回国会
衆議院

厚生委員会労働委員会連合審査会議録第一号

(八〇三)

昭和二十九年四月十七日(土曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

厚生委員会

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事古屋 菊男君 理事長谷川 保君

理事岡 良一君

越智 茂君 助川 良平君

田子 一民君 佐藤 芳男君

山下 春江君 滝井 義高君

杉山元治郎君 山口シヅエ君

労働委員会

委員長 赤松 勇君

理事池田 清君 理事鈴木 正文君

理事丹羽喬四郎君 理事持永 義夫君

理事多賀谷眞稔君 理事井堀 繁雄君

黒澤 幸一君 島上善五郎君

大西 正道君 日野 吉夫君

矢尾喜三郎君 館 俊三君

出席國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

出席府委員

大蔵事務官

(理財局長) 阪田 泰二君

(厚生事務官)

(保険局長) 久下 勝次君

委員外の出席者

厚生委員会専門員 川井 章知君

厚生委員会専門員 引地亮太郎君

労働委員会専門員 浜口金一郎君

本日の会議に付した事件

厚生年金保険法案(内閣提出第二二四号)

〔小島厚生委員長長席に着く〕

○小島委員長 協議の結果私が委員長
の職を勤めます。

これより厚生委員会労働委員会連合
審査会を開き、厚生年金保険法案を議
題とし審査を進めます。質疑の通告が
ありますのでこれを順次許します。黒
澤幸一君。

○黒澤委員 厚生年金保険法案につき
まして厚生大臣に二、三お尋ねしたい
と思うのであります。

申すまでもなく厚生年金保険は社会
保障制度の一環として行われるもので
ありまして、この制度を通じては被
保険者の最低の生活を保障するという
ことが目的だと思つております。今
日かような社会保障制度を行なけれ
ばならなくなつたその原因は、何とい
いまして、これは今日の社会組織で
あります資本主義の矛盾の現われで
あるというふうに私たちは考えておる
のであります。この資本主義の世の中
におきましては、好むと好まざるにか
かわらず、そこに経済的には営利追
求の行き方が当然行われて参ります。
またその結果は弱肉強食の事態も起つ
て参ります。そういうことから、この
世の中に二つの階級が自然に生れて参
らなければならぬ状態になると思つて
おります。いわゆる持てる階級と
持たざる階級、搾取の対象になる階級
と搾取する階級、そういうような、非
常にそこに階級の対立が激化して参ら
なければならぬということが、これ
は資本主義社会の必然的な現われであ
るとわれ／＼は考えております。こ

う階級の分化対立ということが、一
面においては非常に資本主義社会の恩
恵を受けまして、莫大な資本を持つ一
方の階級が現われると同時に、一方に
おいてはいかに働いてもみずからの生
活を守るということができないような勤勞階
級の存在も対立的に生れて参るのであ
ります。こういうことがだん／＼激化
して来ますと、資本主義社会の必然
性によりましてかような対立が生れ
て、その対立のために資本主義が非常
に危機に立つて来る。そのためにこの
資本主義社会の中においては、そうし
た一方の犠牲となり、非常にへんばな
立場に置かれておる大衆に對しまし
て、これを救済し擁護する方法をとら
なければ、資本主義社会それ自体の継
続ということが困難な状態になつて来
るのであります。そういう結果、資本
主義社会といつたしましては、これら資
本主義のために生れたもの、それに対
する救済救護の方法をとらざるを得な
い状態になつて参るのであります。か
ような事態があることは、何といいま
しても私は今日の資本主義社会それ自
体の罪であり、資本主義社会それ自体
の責任であると考えてものでありま
す。これに對しまして、この困窮者に
對する救済保護の方法が、この資本主
義社会を守るところの、時の政府によ
つて当然行われる結果となると思つて
であります。そういうことにいたしま
するならば、そうしたいいわゆる社会保
障制度といふものは、一部の階層、一
部の人たちだけを對象とするものでは

なくて、これは当然全國民の規模にお
いてなされなければならないものだとい
うことは考えるのであります。ところが
今日までい／＼な社会保障制度的な
ものが行われては来ておりますが、そ
れがみな部分的であつて、全國民的な
規模によつてはなされてない。そう
いうところに私は大きな欠陥があると
思つてあります。たとへばたゞいま
議題となつておりますところの厚生
年金保険法にいたしまして、その對
象の被保険者というものが限定せられ
ておる。こういうことでは、私は眞の
社会保障制度の確立ということとはい
へないと思つてあります。厚生大
臣はこうした全國民的な規模に對し
まして、どういふお考えをお持ちに
なつておるかを最初にお聞きしたいと
思ひます。

○草葉國務大臣 い／＼御意見の点
は拝承いたしました。社会保障は私
は必ずしも資本主義の擁護ではないと
考える。従ひまして資本主義国であろ
うと、あるいは共產主義国であらうと
も、現在の世界の情勢を見ますと、
社会保障を十分実施している状態であ
ります。今回の厚生年金保険法は、お
話にありました多くの階層、ことに國
民全体に及ぼすという目標をもつて進
んで参るべきことは、その主張をもつ
て私も参つておるのであります。

ただそれには段階があらうと存じまし
て、現在まだ完全な、全國民に実施の
状態となつておりませんが、でき得べ

くんばその状態に進んで参りたいとい
う方針で、今回の改正にあたつて
も、それを一つの基調といたしまして
改正案をつくつて参つたような次第で
あります。

○黒澤委員 今厚生大臣は、社会保
障制度は資本主義社会ばかりでなく、社
会主義社会においても行われていると
いうことであつたが、私はそのこと
を否定するものではあつた。たゞ
わが國においてかような制度を必要と
しなければならなくなつたということ
は、何といひまして、日本の今日の
組織というものが、これは資本主義の
組織でありまして、資本主義経済の一
つの矛盾といふものが現われて、そ
ういふ社会保障制度をやらなければなら
ない事態になつた、私はそういう意味
において申し上げておるのでありま
す。厚生大臣は全國民的な規模に立
つた社会保障をやりなすといふこと
を、たゞいま御答弁をいただいたので
ありますが、現在御承知のように、わ
が國にはい／＼な形の年金制も行わ
れているようでありまして。たとへば公
務員の恩給、旧軍人の恩給、公務員の
共済組合、町村職員の恩給組合、地方
公共団体の恩給制度あるいは私立学校
の教職員の共済組合等、い／＼な形
におきまして乱雑に並べているといふ
のが実態だと思ひます。そこで今度は
厚生年金保険が生れようとしているの
であります。私はこういうものをそ
のままにしておいては、眞の社会保障
制度の確立ということとはむずかしいの

○黒澤委員 ただいま厚生大臣が、いろいろな形に現在存在しておりますそれらの年金制は、厚生年金保険を中核として今後統合して行かれるとおつしやられましたことを私は信頼いたします、それが一日も早く実現せられることを希望いたしますで、次の質問に移りたいと思います。

これは厚生委員会においても御論議された点であります。この法案によりますと、従業員五名以下の事業場は、対象から除外されているようになつております。これは、五名以下の事業場がたぐさんでありまして、事実的には厚生省としても非常にむずかしい問題であることは私は了承できるのであります。しかし現実の問題としては、これらの事業場に働いている人たちが、こうした厚生年金保険というものの必要を一番感じておるのではないのか。こうした小さい事業場に働いている人々は賃金も非常に安い、そのため老後のたぐわねなどというものは思いもよらないような人たちであります。そういう実情から言いますならば、いろいろむずかしい点はありません。まずしてこうした小さい事業場の人たちを被保険者にするということ

包含しなかつた点は、まことに遺憾でございます。現在この五人未満の事業所が大体百三十万箇所、人員三百三十万人は少くともあると考えます。現在適用しておる事業所は二十三万箇所、その適用人員は七百六十七万人ということになっておる、今回五人未満の事業所を包含しなかつたのは、労働の実態を把握することがまことに困難である、また事業所の形態が種々さまざまで、老齢年金を受ける長期勤務の点についても相当検討いたすべき特異な点がほかの事業所に比較してありはしないか、雇用形態並びに賃金形態等について相当複雑なものがある、なお保険料その他の負担がこれら小企業の経済に及ぼす影響、こういう点を突は十分検討してみなければならぬと存じております。そこで目標としては、御指摘のように五人未満のものまで包含

○黒澤委員 この法案に盛りられておる老齢年金保険の給付金であります、この程度ではたして最低生活の保障ができるかどうか、これは数字を見ればだれしも一目瞭然おわかりになると考へておるのであります。私は一つの事実問題について計算してみたのであります、私の計算が間違つておるならば訂正いたしますが、二十年勤続いたしまして報酬月額が一万五千円である夫婦二人の家族であります、これの標準報酬月額が一万六千円ということになっております。この一万六千円の千分の五に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額、それに加えまする基本年金額一万八千円、そうしますと一年間に三万五千二百円ということになります。これに加給年金額、妻の四千八百円を加えますと、一年間の給付額が四万四千円ということになり

ふうには、この数字からわれ／＼は考えられないのでありますが、厚生大臣はこの程度でどういう生活が老後においてできるとお考えになっているのであります。またこれで十分だとは考えていないと思うのでありますが、これらに対して将来増額する方法をお考えになつていかどうか、ありましたらそれを御発表願いたいと思います。

○草薙國務大臣 実は現行法が御承知のように本年当初から平均最低月に百円、年に千二百円という、まことに今の時代から考えますと問題にならない養老年金として支給されるという状態に差迫つて参つたのであります。そこで現在の保険経済と保険掛金とのバランスを保ちながら、どの程度が妥当であるか、同時に社会保障といたしましての生活保障体系に、どの程度まで

が、今回の改正の眼目になつて参る次第であります。そこで一方には標準報酬を千五百円とし、一方におきまして従来の三千円から八千円までの報酬月額を一万八千円に向上させまして、その間の掛金を事業主負担としたプランを保持しながら、従来の点をそういう意味におきまして思い切つてひとつ改正をしようというので、最低二万一千六百円という線を出して参つたのが、改正の主眼でございます。御指摘の一万五千円の人二十箇年勤めする場合には、年金額としては基本給三万六千円、お話の通りだと存じます。それにそれ〴〵規定にありますが加給が、一人について四千八百円ついでにまわるのであります。そこでこれらの年金が実はそのまゝの金額において生活を十分まかない得る費用に持つて来るというものが、最も理想だと考えております。二十年働いた人はいくらも何とせよそのままで生活ができるというものが、一つの理想だと考えますが、しかしこれにはたゞいま申し上げましたいろいろの制約があります関係で、その制約を最大限度に公約数を出しましたのが、たゞいま御審議いただいております改正案となつて現われて参つたのであります。従いまして俸給額におきましても、そういう関係から一応一万八千円で頭を押えるという状態になりましたのは、一方掛金等をあまりに急激に増加すること、被用者の負担を急激に増加すること、あるいは事業主に対してもその負担を急激に増加する状態になりますので、この程度の負担にいたしましたも、実はそれぞれの立場に対して相당한負担と考えております。従つて一応はこの程度の負担をしながら、そうして生活保障の面におきましても、たゞいま申し上げました点でこのプランを合わせながら改正をいたす、こういう方針をとつて参つた次第であります。

〇黒澤委員 今厚生大臣がおつしやられましたように、今までの厚生年金保険法から見ますならば、相当に増額されたという点に對しては、私も承知しております。ただ今申し上げましたように、もちろん今日のいろ〴〵な事情から、この給付金だけによつて、みずからの生活の全部をまかなうというふうなことはむづかしいことだと思つておりますが、しかし一日幾らと二、三回に計算して行きますと、百二十四程度の額が、われ〴〵使用してみまして、どれだけの価値があるかということは、もうどなたもおわかりになると思つておりますが、この程度で満足しないということになりますと、厚生年金保険の趣旨がはたして果されるかどうか、そういう疑問を私は持つのであります。これ以上は財政が許さないというところに結局はなると思つたのでありますけれども、それはわれわれの立場から考えますならば、二十九年度の国の予算を見ましても、社会保障制度方面に、あるいは農村関係中小企業、こういう弱い面におきまして来まして、そうして一方におきましては、再軍備関係の予算が大きく増額されておる。その犠牲で結局かような少額にならざるを得ないのではないかと、いふうにわれ〴〵は考へるものであります。ことに今後におきましても日本に再軍備がいよ〴〵強化されて行くといふことになりますれば、来年にな

りましても、再来年になりましても、なか〴〵この社会保障方面の予算の増額ということはむづかしいことになるのではないかと、われ〴〵はこういう社会保障制度の充実ということ、一面再軍備といふ二つのことを並行して考えますときに、どつちを重点的にとるかという点になりますれば、われわれは国民生活の安定に重点を置くのが政治であり、日本のほんとうの平和を求めざるを得ない、こういうふうな信じておるものであります。厚生大臣はこの厚生年金保険におきましても、再軍備の予算が増額されたために、この重要な国民生活安定の、いわゆる社会保障の予算というものが犠牲になつておる、非常に少額になつておる、そういうことをお考えになりませんか。

〇草葉國務大臣 これは実は社会保障全体として考えますと、保安庁関係の二十九年度百三十九億に比べまして、当初三十六億、さらに三党修正によりまして二十五億及びこの戦死者の遺族の公務死の五万円の特別慰謝金を出すということになりましたので、これこれいたしますと従来の七〇弱が約九〇以上になり、全体の歳出に對しましては一七〇程度になつて来ると思つております。それで片一方を増額して社会保障がその犠牲になつたのではないかと、いふことは、実はさうには考へておりません。むしろ一兆円の予算の、今申し上げましたような状態の中におきまして、二十九年度は、政府といたしましてはその他の費用は相当圧縮いたしましたにかかわらず、社会保障費は主として増額をいたしておるのであります。また直接この厚生年金保険につきましても、従来一般に對しま

しては一割の国庫負担をいたしておりましたのを、今回は一割五分と増額をいたした次第でございます。そういうような関係で、社会保障なんか厚生の年金の従来の費用を削つて防衛関係諸費の方へまわすという考えもなければ、実際の状態もつて参らず、むしろかような緊縮財政でありますればこそ、社会保障には従来以上に力を入れて行かなければならないという予算を組みまして、今回の改正におきまして一割五分を見込みまして、御審議をいたしておる次第であります。

〇黒澤委員 ただいまの点は、厚生大臣と私の見解の相違になると思ひますので、これ以上申し上げません。

それでほかの方面からお聞きしたいのですが、この厚生年金保険と旧軍人の恩給その他を比較してみまして、どういふ給付状態になつておりますか、その点わかりますか。

〇草葉國務大臣 大体の点を申し上げ、また詳しい点はさらに政府委員の方からお答え申し上げますにいたします。特に旧軍人の関係という御指摘がありましたが、最近、旧軍人関係では、その遺族というものが中心になつて、最も額の大きい部分を占めておるのであります。この場合、扶養家族の子供については、あの場合では二十歳になつてゐるが、こちらの方では十六歳になつてゐる。それから年金額におきましては、こちらは先ほど来御説明申し上げました養老年金の半額であり、普通の公務員におきましても同様、恩給の二分の一が扶助料と相なつております。その扶助料と相なつております金額は、戦死者の遺族につきましては、二等兵、一等兵、上等兵を兵

長に引上げましたから、最低二万六千七百六十五円であつたと記憶いたしておりますが、それに扶養家族の加給がつく、こういうことに相なつて参ります。この場合には、先ほど御引例になりました一万五千円の場合におきましては、二十箇年で三万六千円、その二分の一でありますから一万八千円に扶養加給がつく、こういうことに相なります。その扶養加給は、子供だけが十六歳と二十歳との差異がある。大体そういうことであらうと思ひます。

〇黒澤委員 次にお尋ねいたしますことは、これは厚生委員会である〴〵御審議をなさつた点であります。この厚生年金保険と生活保護法による生活保護との比較の点であります。厚生委員会の会議録を私は見たのでありますが、厚生大臣は大した開きはないとおつしやつてゐるようであります。ただ厚生年金保険におきましては、二十年以上で少くとも四、五万の保険料は支払われておる。一方におきまして、生活保護法による生活保護におきましては、そういう負担はないわけでありまして、そういうことになりますれば、厚生年金の保険料を納めても納めなくとも生活保護法の適用を受ける立場にある人にとりましては、大したかわりがないといふことになりまして、そういうことがい〴〵な面に私は影響を与へるのではないかと、思つております。その点どういふふうにお考えになりますか。

〇草葉國務大臣 実は生活保護法との関係の比較でございますが、これは直接に比較をする場合に、きちんと必ずそばんに上つて来るといふことはなか〴〵困難でございます。先般厚生委員会

等においてお話のありました点も一応検討はいたしますけれども、同じ状態における同じ立場においてどうなるかということになりますと、一概にそのばん通りには言えない。それならば、厚生年金をもらわぬでも、その年齢なり、あるいはそれが世帯主か家族かによつて基準が違つても参りますし、また地域によつても、現在の生活保護法では違つて参つておりますから、そういう点を考へて、むしろ厚生年金の制度ではなしに、困つた場合には生活保護法というところでやつて行つたらいいのではないか、そういう欠陥すら生ずるのではないかということになりますと、実は私も必ずしもそうは考へておらないのであります。社会保障の中心として年金制度を設けて参ります主眼全体から考へまして、いわゆる働いておる者が働いておる期間に、国家もあるいは本人もあるいは事業主もそれ／＼ある程度の負担をしながら、その後における生活の一端をこれから支給し得る方法をとる、それはみづからの力によつて、あるいは国家が約束した方法によつて、それ／＼の規定に示すものを本人に生涯支給するという方法と、生活保護法の現在の建前は、根本的にかつて参ると存じます。生活保護法にそういうものがあるから、社会保障のその他一切のものはダブつて来る、あるいは必要ないといふことには一概にはならないと存じます。理論の筋が両方を比較検討し論ずるのには立場が異なつておると考へる。しかし生活保護法そのものは、いろいろの立場において予期せざる疾病その他のことでみづからの手による生活が困難の場合においては、国家

がこれを保障するという体制をとつて参ることは、これまた必要だと考へております。

○黒澤委員 今申し上げましたような矛盾は、生活保護法による生活保護費と失対事業に關係しておる労働者との問題におきまして、われ／＼労働委員会でおきまされたのであります。もちろんかような事情をそのまゝにしておいてよろしいという結論にはならないと思つておりました。当然厚生年金保険に加入して参りました者は、やはり生活保護費よりは優利に立つものでなければ納得ができません。そういう点に考へましては、将来なお増額されることを希望いたしました。次の質問に移りたいと思つております。

この点も厚生委員会でおきまされたことを繰返すようになるのであります。が、厚生年金保険料の積立金は、現在大蔵省の資金運用部に管理されておると思つておりますが、その積立金の額が今日のくらゐになつておるか、またその積立金がどういふふうにご利用されておるか、その点をお聞きしたいと思つております。

○草葉國務大臣 積立金は現在、本年の三月末日をもちまして八百五億二千四百萬圓と相なつております。私どものそのばんでいたしますと、来年の三月末で、これが一千六百九十九億九千萬圓、十年後は五千五百四十億といふ予想をいたして参つておるのであります。これによりまして積立金の運用管理でございまして、これによつてどういふことをやつておるか。これは現在御承知のように、資金運用部資金にこれを入れまして、それによつて国庫においてこれを運用をいたしておる次第でございまして、積立金から還元融資をして、これらの加入者のためになるべく利用する方法をとつて参りたいといふので、二十七年からこれを開始して参つたのであります。二十七年におきましては、積立金の中から十六億支出いたしまして、住宅と病院におの／＼十億、六億という費用を融資をいたしたのであります。二十八年に五億、合計二十五億を融資をいたしました。二十九年におきまして、本年の予算におきましては三十五億を融資額として見積つておるのであります。その内訳は今後決定したいと存じます。こういう状態でございます。が、今後におきましては、本年度は三十五億と相なつておりますが、なるべく還元融資を十分に地方の要望にこたへるようになつて、加入者の住宅なり病院なり、その他の事業に便宜を与えるようになつて参りたいと考へております。

○黒澤委員 ただいまお聞きいたしました。と、保険料の積立金のうち二十七年から二十九年までで七十六億が住宅あるいは病院に融資されておるようでありまして、残りはどういふふうになつておりますか。

○草葉國務大臣 残りは、ただいま申し上げましたように資金運用部資金といたしまして、大蔵省でこれを管理、経理をいたしながら運用をいたしておる次第でございまして。

○黒澤委員 大蔵省で運用しているとして申されたのでありますが、どういふふうにご利用されておりますか。

○阪田政府委員 大体におきまして国債——長期のものも短期のものもあり

ますが、国債でありますとか、それから政府関係機関、これは中小企業金融公庫なり、住宅金融公庫なり、国民金融公庫なり、いろいろ／＼といった式の政府関係機関がございまして、そういうものに対する貸付金に出されておる。それから地方公共団体に対する貸付金、こういうものに出されておる。これが現在のところ金額では一番大きな額を示しておるわけでありまして、そのほか金融債に対する運用、これは農林中央金庫、商工中央金庫あるいは長期信用銀行等に出しておるものであります。その他電源開発株式会社に対する貸付金でありますとか、そういうふうな全体として政府の一般會計から出ますもの、あるいは産業投資特別會計から出ますもの、出資の形で出るもの、貸付の形で出るもの、いろいろございまして、計画を立てて毎年運用されておるわけでございます。

○黒澤委員 ただいまいろいろ／＼な方面にご利用されておることをお聞きしたのであります。これはあとで私詳細な数字を承知したいと思つておる。しかししたただいまお聞きしましたところを見ますと、二十九年三月三十一日末におきまして八百億以上の積立金がある。ところが勤労階級に直接關係のある住宅、病院にはその一割に足らない七十六億しか利用されておる。そうしてそのほかの莫大な積立金といふものは直接勤労階級に關係のない方面に利用されておる。これは非常に不都合ではないか。もし少し勤労階級に直接關係のある施策にこれは当然利用すべきではないか。たとえば住宅にいたしまして、病院にいたしま

しても、今日政府の予算程度におきましては、必要面を潤すことはできないのであります。そういう勤労階級からその大部分が保険料として積み立てられたものは、やはり私は勤労階級の施策に利用されるということが当然ではないかと思つております。勤労階級の積み立てたその保険料が他の方面に利用されればならぬといふことは言ひませぬが、しかしながらその積立金の一割にも満たない程度しか直接勤労階級の施策に利用されないことは、私は非常に不都合ではないかと考へておるのであります。厚生大臣はどういふふうにお考へになりますか。

○草葉國務大臣 実はこの積立金の管理運用といふことはたいへん大事なことでございまして。これが管理運用を誤りますと、この保険金を根本的に破壊する状態になりますので、従つて最も安全確実に、しかも相当な利潤を増すという方法をとつて来なければならぬ。そういう意味から実は国家の管理運用ということに現在までずつといたして参つておる次第であります。ただその点から積立金の一部を還元融資をして、そうしてこれらの關係者をなるべく潤す方法をとつて行くといふ点においては、私も同感でございます。今後これらの還元融資につきましては、努めてこれをいたしたいと存じております。が、二十九年では今申し上げた三十五億でございますが、この点は先般の、実は利息収入ぐらゐは、大体そのくらしいを限度として融資をしていじやないかという御意見等も、まことに緊張して拝聴すべきものであると存じております。今後かような点につ

きましては、つとめて大蔵省と連絡をいたしまして、努力をいたして参りたいと存じております。

○小島委員長 黒澤君にちよつと申し上げますが、他にもたくさんの方々がございまして、できるだけ……

○黒澤委員 もう終ります。ただいま厚生大臣は、今後やはり勤労階級の直接の施策の方面にお一段と努力をされるという御答弁でありましたので、それを信頼いたして、さように努力されることをお願いしたいと思うのであります。

なおこの機会に一点ただいまの質問に付随してお願ひしたいことは、御承知のようにたゞいま労働組合が中心となりまして、全国各都道府県に労働金庫ができております。現在三十数府県に労働金庫ができてまして、ここに預金が約三十億からされておるといふような状態になっております。これに對しまして、各地方庁におきましても相当額の預託をされております。私はこの労働組合関係の労働者の福利施設といたしまして、非常な効果を上げておることを身をもつて現在感じているわけでありまして、今日の労働階級の生活安定の道は、ただ単に資金の増額だけを求めていたのでは、いつまでもたつても安定しないことを、労働組合においても考えまして、支出面に對しての合理化をはかつて行く、すなわちこの労働金庫を通じて、労働者の貯蓄心を高揚いたし、また労働金庫の金を利用いたしまして、そうして加盟組合員の生活必需品等を、生産者から消費者へというスローガンのもとに、安いものを求めて行くとい

うような福利対策施設が、今日各府県において労働金庫とタイアップしてされて行つております。これに對しましては、地方の都道府県におきましても非常な御協力をいたしておるのであります。政府におきましても、この労働金庫に對しましては、今御質問申し上げましたこの保険料の積立金のうちから相当額の預託をいたしまして、そうしてこの労働金庫の使命がより以上果せるような処置をとつてもらいたい、私はこの点は特に厚生大臣にお願ひしたいと思つております。この労働金庫に對して、この保険料の積立金のうちから預託をしていただけたら考へがあるかどうか、ぜひこれはやつていただきたいと思つておりますが、それに対する御答弁をお願いしたいと思つております。

○草薙國務大臣 これは大蔵省関係で答弁していただく方が適當だと思つております。私もこの大蔵省とよく連絡して検討してみたいと思つております。

○阪田政府委員 お尋ねの点でございますが、この労働金庫に直接資金運用部資金を融資するあるいは預託するといふことは、現行の資金運用部資金法の建前からはちよつとむづかしいわけでありまして、ただ現在におきましても労働金庫に對しましては、地方の府県に對しまして、その財政調整資金として金を出してやり、その資金の中から府県が労働金庫に融資するあるいは預託するといふような措置は、一部は災害等の場合にすでに実施したこともございまして、そういうふうな方法で現にやつておるわけでありまして、なお労働金庫に對しまして、先ほど来

うな趣旨から、こういう厚生年金から預かりました資金の運用として、その資金の趣旨から考えまして、いろいろ／＼そういった方面に對する運用につきましても、なお十分検討して考へて参りたいといふふうに存じておるようなわけでございます。

つけ加えて申し上げますが、先ほどいふ／＼厚生年金の預託金に對しまして、勤労者厚生資金として運用している金が非常に割合が少いというふうなお話もございました。これは、労働金庫に對しても、非常に間接の形であります。そのほかに資金運用部から金が出ておるような問題もありません。勤労者厚生資金といふことで、特にこの名前をつけて、厚生年金関係のものとして出しておるものは、先ほどお話がありました二十七年十六億、二十八年二十五億、それから二十九年度は三十五億の額を予定しておるのであります。お示しのような勤労者関係の資金といたしましては、もちろん資金運用部から從來も出ておるわけでありまして、たとえば地方債の中におきまして、地方の病院あるいは住宅関係の資金でありますとか、あるいは国民金融公庫に對する融通資金でありますとか、そういうふうな資金であります。な労働者関係の資金が勤労者厚生資金と銘打つて出したもの以外に、從來からも出ておるわけでありまして、そういうものを合計いたしますれば、大体毎年厚生年金の預託金が増加いたしておりますが、その増加いたしまする額程度あるいはそれ以上のものは、広くそういうものを集めて参りますれば出ておるわけでありまして、御説のよう

な趣旨はこれからも十分考慮して参りたいと思つておりますが、現在までの実情もさうになつておるといふことを御了承願ひしたいと思います。

○黒澤委員 時間がないようでありまして、これは議題外になつて恐縮であります。これは重要な問題であります。お伺ひしたいと思つております。実はこの点は厚生省の療養課長さんにお聞きしたいと思つたのであります。療養課長さんが本日はおいでにならないうことがありますが、大臣にこういふことがあつたと思つたのであります。それは昨年の十二月末ごろから、生活保護法によりまして国立療養所に入院し、おられます結核患者の医療券、あるいは付添看護券、そういうものがひんびんとして打切られて参つておるようであります。また生活保護法によるにもかかわらず、自己負担金が非常に増額されて、入院しておる患者の人数は非常に今日不安動揺しておるといふことが全国的な情勢であることを私は耳にしておるものであります。政府はかような必要を、しなければならぬ結核患者の医療券、あるいは付添看護券といふようなものをだん／＼打切つておる。どうしてこういうやり方をなさるのであるか。私はこれは社会保障費の赤字が相当出ておると聞いております。多分昨昭和二十八年の社会保険費の予算の四分の一は赤字になつておるのじやないか、というふうなことでわれ／＼は耳にしております。この赤字を埋めんがために生活保護法による濫給といふことを是正するのだといふ名目のもとに、さうなことが

各国立療養所において行われておるのではありません。しかもそのやり方が非常に苛酷なやり方をされております。半強制的にそういうことがやられております。たとえば排菌無処置の患者が医療券を打切られておる。あるいは細君の収入がいくらかよくなつたといふことで、その差額だけ自己負担が増加されておる、あるいは親が死亡した、その分だけ自己負担額を増加し、また遺族年金をもらつておるから、医療券は出せない。付添看護券の場合には福祉事務所の係員がちよつと見ただけで、この人は付添いの必要がないといふやうな非常に高圧的な強制的なやり方をされておる。病院の医師はこれには付添いをつけなくてはならないといふ証明までも出しておるにもかかわらず、これをだん／＼地方の福祉事務所あるいは地方事務所に委ねて打ち切りをやる、あるいは付添看護をさせないといふやうなことがたくさん出ております。時間がないので私はこまかく申し上げませんが、栃木県の国立療養所については現在六百七十五名おります。これはみな結核患者であります。そのうち四百五十名は生活保護法による入院患者であります。ところがこのうち五十九名が医療券の打ち切りをなされあるいは付添看護婦を押えられておるとか、退所を勧告されておる、あるいは自己負担額を多くされておるといふやうな一割以上の人たちがこういうやうな状態を昨年末から現在やられておる状態でありまして、こういうことがどういふ厚生省の指示なりによつて行われておるのか、またさういふことを急激にやらなければなら

いのであるか、しかもこのやり方が非常に苛酷な残酷なやり方であるということをおぼしめることができる。たとえきり申し上げることができず、たとえある人は毎日のように喉血をやつておられます。これに対して付添看護婦をつける必要はないというので、毎日喉血吐いておられるにもかかわらず、ただ一人置きつぱなしにしておくと、たゞ一な事実があるのではありません。時間がないので、私はあとで厚生省に参りまして療養課長なり係の方に事情をこまかにお話しして、適当な御処置をお願いしたいと思つておりますが、こういう点を厚生大臣はお聞きになつておられるのか、またこういう点についてはどういう御処置をとられておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○草葉國務大臣 実はお話の点の栃木県の国立療養所につきましては、詳細はまだ承知いたしておりませんが、ただ医療費の支払いが昨年後半以来ずっと急激に増加いたしました。これは従来は直接に支払つておりましたので、そのために医療費の支払いが遅れておつたのであります。場合によりまして数箇月遅れておつたという状態でありましたから、昨年の夏から社会保険診療報酬支払基金の方から支払うことになつて、支払いの方法をかえたのであります。かえりました結果、従来おそくストツプしておつた支払い要求なりはその月分が確実に請求されるようになり、従来は月に医療費が大体十億程度でありましたが、月に約十五、六億程度に急激に増加をして参つたのであります。そのために診療費をいたされた方は、確実にその月のものが翌月に払われるというようにたいへん

便宜になつたのでありますが、従来からの予算整理におきましてはただいま申し上げたような急激な変化を来し、従来のストツプがだん／＼そこで整理されて来る。それを最初の間はそれらから昨年の年内一ぱいぐらで大体平常の状態に復するのではないかと考えておりましたが、そうではないかと考えはつとつと続いて参つたのであります。こういう関係で当初予算におきましては二百六十四億の予算を計上しておつたのが、国庫負担の見込みが二百九十六億、約三十二億四角ほど赤字の状態を見込むようになりまして、従つて十八年度の二月であつたと記憶いたしますが、とりあえず年度内に予備金から十二億四角支出いたしまして応急の処置をいたし、また本年度は当初予算において前年度の支払い遅延に對して二十億、三億修正において五億四角あつたと存しておりましたが、それだけの分を増額していただいて、これらの支出をいたしたわけでありまして、そういう関係で、実は一時支払いが遅れておつたことは全国的に事実であつたのであります。これは直接こちらで経営いたしておりますから、従つて療養所の国立の場合におきましては、一般の開業していらつしやる診療所あるいは病院等にはなるべく御迷惑をかけずに、内輪の方でやり繰りをするという意味においでさような状態が起つて来たことは事実であると思ひます。しかしそのために入つて居る人々たちを出したり、あるいはなお治療を要する状態にあり、かつまた生活保護の当然の該当事である人に、そのような状態のために無理に費用を負担させたり、あるいは当然重症の者を付添いをとる、こういう意思

はございません。事実としては今申し上げたようなことでございしますが、そのために患者自体に對して治療を中途でやめるという方針は全然持つておらないのであります。栃木県の国立療養所の場合につきましては、ひとつ十分事実を調査いたしまして、善処いたしたいと存じております。ただ全体として考えますと、療養所等の場合におきましては直ぐ切つておる患者が実は相当あります。仕事とかあるいは住宅とかいろいろ／＼な関係で、むしろ出すにあられるという場合が相当あるものであります。しかしこれも医療上からはもう当然退院していただいてけつこうであります。社会全体の立場から考えれば、そう急激にあまり無理をすることは適當でないと思ひまして、就職を世話したり、あるいは家を探したりして、そうして出ていただくという方法をとつておるような次第であります。まして治療の途中で無理に治療を打ち切るといふ方針はとつておりません。ただいまの場合につきましてはよく調査をいたしたいと思ひます。

○滝井委員 先般厚生大臣とお話をしたことがありますが、これは全国的な国立の療養所から、現実に菌の出でる患者、あるいは黒澤さんのお話になつたような喉血吐いておる患者を出しておるという陳情がたゞさん参つておるわけでありまして、これはひとえに生活保護法の予算の引締めの結果がこういう情勢になつて来ておることは確実なものです。そればかりではなくして、一月から米価が上つた、その米価が上つた予算の配分が国立療養所に参らないために、副食費が現実に削減を受けておる。米代に副食の費用をまわす

ために非常に副食の待遇が悪くなつておるというところは、現実の事態として現われており、その陳情がたゞさん参つておるのであります。これはきわめて重大な問題でありまして、速急に全国の国立療養所をお調べになつて、そしてその対策をしていただくことを切に要望いたしておきたいと思ひます。

○草葉國務大臣 承知いたしました。○小島委員長 多賀谷眞稔君。○多賀谷委員 時間がないのでありますので、ごく簡単に質問いたしたいと思ひます。まず具体的な問題で疑問のある点から質問いたしますが、一番困りますのは坑内夫の場合であります。この前に本厚生委員会の公聴会で、和田氏から述べられておるようでありましたけれども、これはむしろ実情を知らない人が述べておるようであります。問題は、最近の傾向では、十四年間坑内夫であつて、坑外に上つて来るといふ場合よりも、むしろ逆な場合が多い。従来は大体各会社とも五十歳が停年で、そして現在でもそれをほとんど断行しております。五十五歳といふものは坑内夫にはありません。ほとんども五十歳が停年です。これはどの会社でもその通りにやつておる。そこで温情的といふますか、人が足らないときには、五十歳で停年になりますと、今度は坑外に上げて五年間使つ、こういうことも従来はしておりました。しかし現在ではほとんど五十歳でやめさしておるわけでありまして、そういう場合に、年齢が引上げられるということになると非常に困るわけですが、特に次のような場合に困る。それは引揚者

等が非常に現在多いのでありまして、三十五歳以上くらいから入つて来ている。そういういたしますと、最初は坑外におけるわけですが、生活が非常に苦しいものでありますから、逆に坑外から坑内に志望して下るわけですね。そうしますと当然十五年未満でやめて行かなければならない。こういう事態が起る。それが五十五歳で資格ができればいいのですけれども、六十歳ということになります。これを一年間の空白ができるわけですから、これを一体どういうように処置されるのかお尋ねいたしたいと思ひます。

○草葉國務大臣 坑内夫も従来の年齢を五年引上げて、五十五歳としたのであります。しかし従来の関係者は、従来の既得権と申しますか期待権を尊重いたしまして、これが完全に五十五歳から実施するまでには、これは順次して参りますから、もう十五年なり二十年後でないかと完全にそこまでする参りません。従来の方は既得権、期待権はそのまゝ生かして居る。今後新しくする人々たちに対しては五十五歳というのをいたす予定でございまして、これが改正法の根本でございまして、これに坑内夫の場合において三十五等の相当な年齢から入坑をし坑内夫になつた場合におきましては、十一年三箇月間やつておられますと該当をする。こういうふうな改正案ではいたしております。ただ年限は五十五歳、こういうことでございまして、○多賀谷委員 どうも大臣ははつきりおわかりになつていないようですが、引揚者が入つて来たというのは終戦後なんです。なるほど従来戦前から炭鉱

におつた人は御存じのような特例の既得権もあるでしょう、期待権もあるでしょうけれども、むしろ現在から入るというのではなくて、終戦後に入つて来てる。そして十分な恩恵に浴さない。こういう関係になるわけです。それが敗戦のために引揚げて来ているのがかなり多い数字なんです。炭鉱の六割程度の数字が現在引揚者、こういう状態なんです。それで私は特に聞くわけですが、坑外に最初生活しておつて生活が非常に苦しい、そこで坑内に志望して入つた。従来でいいますと、坑内の方は志望者が非常に少なくて募集して歩いても坑外の方が多いという現象でした。ところが現在はそうではなくて、賃金が低いものですから逆に坑内に志望する人が多い、こういう状態になつて来てるのです。そうしますと当然十五年未満で停年になつて来る。しかも会社の方は停年制をびし／＼やる。こういう状態ですから今度六十歳というので飛ぶわけですから、その間十年まで行かなくても経過措置がありますからあるいは七、八年になるかも知れませんが、とにかく非常な空白があるわけです。それをどういうふうに御処置なさるかお尋ねしたい。

○久下政府委員 ただいまのお尋ねの点からお答え申し上げます。坑内夫の老齢年金受給開始年齢を五十五歳に原則としては引上げておりますけれども、この法律が成立をいたしました場合に、そのときに現に坑内夫である人については、従前の通りの開始年齢資格要件で年金を支給いたすことにしております。その点が附則第十一条に明記してございます。いわゆる期待権の尊重ということをいたしたつもりでございます。

り五十歳の開始ということになります。○多賀谷委員 なるほど老齢年金の受給年齢の読みかえ規定があるわけなんです、しかしこれを見ても、今私が申しましたことは救われないと思う。本質的にこの問題があると思うのです。が、そういう実情が私は十分わかつての立法がされてない。これは非常に遺憾だと思つておられます。今お話を聞きまして、現在坑内に在籍しておる者、また資格がない者、なるほどここに年は書いてありますけれども、この年の関係だけではうまく行かないと思つた。この点を十分ひとつ勘案していただきたい。またあとの厚生委員会でも討議していただきたいと思つた。年齢の引上げが行われておりますけれども、これは能力のない、こういう者もあるでしょう、あるいはまた社会的条件が老齢者に入れない、こういう場合もあり得るだろうと思つた。なるべく多くの人が長く働くということが好ましいことでもある。しかしこの法律だけが六十歳としても、はたして経営者が労働組合との関係で停年制を上げるかどうかというところは疑問です。むしろ逆の方向に現在進んでおる。こういう状態の中で政府としてはこれだけで能事終れりとするのか。それとも、いよいよ法律によつて老齢年金の支給開始をする時期を上げたのだから、当然その他の立法、たとえば労働法あるいはその他の方法によつて停年制というものの対する制限を加えるのか、この点についてどういうふうに考えられておるかお尋ねいたします。

○阪田政府委員 ただいまのお尋ねに對しましては私からお答えを申し上げます。停年制の問題というのは、主として労働協約等に基いてできておる制度でありまして、別に何ら法律上の根拠のない制度でもあると考えます。さうな関係もございまして、法律によつてその問題に規制を加えるということとは、現在の厚生事務の段階におきましては無理ではないかと思つております。ただお話をうかがうに確かに実問題として五十歳なり五十五歳の停年制がしかれておるところも多いということを知知しております。ただこの制度自身としていろいろ検討をいたしましたのでございまして、年金支給開始の年齢といふのは、一つはやはりどうして労働可能な年までは働いていただくかといふ考え方が基本に立つておるわけでございます。そういう点からいろいろな資料を検討いたしますと、まづ日本人の平均余命が最近逐年著しく延びております。この法律制定のときと今日では非常な差がございまして、さうな点が一つの理由でもございまして、また諸外国の事例を見ましても、五十五歳なり五十七歳で年金の支給開始をやつておるものはほとんどない実情でございまして、さうな関係が一つ。それからもう一つは開始年齢を五歳動かし、これは、実は労使の保険料負担に相当大きな影響がございまして、現行の通りにおきましますと、この改正案のように漸進的な処置をとるにいたしまして、その程度をやるのと差では、保険料率に割四、一四〇分の開きが出て参ります。いろいろな点を勘案いたしまして、私どもとしては厚生年金制度自体としては五十歳、五十五歳の開始を五十五歳、六十歳に原則としては上げる

という処置をとるのが妥当だという結論に達したわけでございます。ただ社会的な影響を考慮いたしますと、先ほど申し上げましたように二十年間という長期間にわたる漸進的な措置を講ずることにはいたしまして、おのずからまた社会の実態もさういふふうにかつて来るのではないだろうかという考え方でもやつたものでございまして、社会の実態がかわらず、また実問題としてさういふふうなことをやるのが無理であるという事態になりますれば、私どもの見通しの違いでございまして、さういふふうな検討してしるべきだといふふうな考へておる次第でございます。

○多賀谷委員 この年金制度というのはやはり長期計画のもとに立てなければならぬのでありまして、みな厚生年金に入りましたときから非常な期待をしておるわけでありまして、それが年齢引上げになりますと、御存じのようにフランスでさえ大ゼネストを起しておる。二歳でも三歳でも相当大きな争議になつたのですから、ましてや五歳といふことになりまして、これは本末、もしも受給資格者がいてもらつておるといふことになればたいへんなことなわけです。しかしまただれも今までもらつた者がいないので関心がなくて、これが単に委員会等で審議して通過する、こういうことなわけです、これがもしも実際国民が非常な関心を持つておるならば、一歳でも引上げようというのだつたらたいへん大きな院外の闘争が起るだろう。フランスなんかでも御存じのように二歳ぐらゐり上げるのから、私はこれはきわめて重大な問題

だと思ふのです。しかし今平均寿命が長くなつたということを言われましたが、これは労働者の労働し得る期間が長くなつたという意味ではないと思ふ。あるいは医療の発達その他によつて子供が死ななくなつたとかいふ／＼ありますけれども、なるほど引上げることによつて保険の経済はうまく行くでしょう。また寿命が長くなれば保険経済は困るでしょう。しかしながら労働し得る能力が長くなつたという判定はつかないと思ふのです。あるいは若干そういう要素があるかも知れませんが、労働し得る能力の期間が長くなつた、従来は五十歳あるいは五十五歳であつたのが今度は六十歳になつたという根拠は見出し得ないと思ふのです。そこで私が先ほど質問いたしましたように、何か労働協約その他についての規制をする考えはないか。これは全然厚生省の管轄でもないし、また年金制度の考え方からはそういうものは考へておらぬということですが、現実に問題としてこれは働く社会の法律であるのでありますから、働く労働関係はどういうように規制するか、こういうことを考へずして五十歳や五十五歳が論ぜられるわけはない。でありますから法律まで行かなくても、政府はよく勧告をする、こういうことが考へられますが、一体労働使双方に今度養老年金あるいは老齢年金はかように年限を上げたから、停年制は従来五十歳であつたものを五十五歳にし、五十五歳であつたものを六十歳にし、五十五歳を勧告する意思はないか。このくらの行政的な措置をとらなければ、単に上げただけでは、その間に生活ができなくて死んで行くことしか

意味しないと思ふのですが、大臣はどうですか。この点は単に法律であつた方が引上げただけで、社会はそれについて来ると思へるのか、別個の行政的措置を講じなければこれに即応した態勢にならないと思へるのか、再度質問いたしたいと思います。

○草薙國務大臣 実は停年制について東京、神奈川、埼玉、山梨に限つて一応調査いたしました結果、これらの停年制に関する規定を中心に検討いたしますと、調査事業所百五十九箇所に於いて停年制の規定のないところが三十一箇所、停年制の規定を設けております事業所が百二十八箇所であり、その規定のある百二十八箇所の中で、在職年数なり、男女、職階等の区別なしにしておりする事業所が九十八箇所、区別を設けておりますところが二十四箇所、その他不明が六箇所についてありますが、この九十八箇所について調べますと、五十歳を停年にしておりますところが一箇所、五十五歳が八十八箇所、六十歳が八箇所、六十五歳が一箇所でございます。大体五十五歳が多いと思ひます、それから六十歳、これが現状のようでございます。この停年制を設けておりますところでは六十一箇所、あとの六十七箇所で停年後において期間の延長をしておりますのが三十九箇所、嘱託の制度を設けて入れておりますのが十六箇所、再雇用いたしておりますのが六箇所、その他が六箇所、大体はこう延ばしておるようでございます。これらの実情等を調べまして、先ほど局長から申し上げました点を勘案しながら今回五十五歳並びに六十歳という一つの検討をいたしたのでございしますが、それもいろいろ

な面に影響するところが多いのであります。従つて一度にこれを実施するといふのはあまり急激なことになるので、二十年とすという一つの経過規定と、三箇年ずつ置き規定を設けまして順次地ならしをして行く。ことに老齢年金を全体的に考へてみますと、各々とも五十五歳といふのはほとんどないのでございします。これは体質が日本とは違つていふ別なものが、ほとんど六十歳以上で、ひとり日本が従来五十五歳並びに五十歳という状態でありました。これは何れも各々がそうだからというわけではありませんが、こういう状態が大体大勢であると思へる。そういう点から――それならば今後勧告等で延ばすような方法はない点であります、これは労働関係ともよく相談いたし、検討いたしてみますと、簡単にこれは厚生年金だけの立場から検討することは困難であると思へると思ひます。

○多賀谷委員 今お示しになつた資料によれば、まず、現行法を置いておかなければいけない。こういう資料が出ていない。さつき延長することができぬのが三十九箇所、こういうことであるが、延長ができるというものは、ごく特殊な技能者で、その人がいなければ会社が非常に困るという人だけで、一年に一人出るか二人出るかわからない状態である。また嘱託なんというものは、全部の会社の中で二、三名おればいい方です。そういうことをお示しになつても、実情は従業員が二、三万あるような会社でただ一名か二名が嘱託です。ほかの人は関係ない。それも特殊な関係である。こういうことであつて、そういうデータをお示しになれば、まず、これは五十五歳でおかなければならぬ、こういうことを非常に強く感ずるので、調べるにあらなかつたらいいのですが、調べてこて発表されまして、われわれは非常に痛切にそのことを感ずるわけですから、ましてや五十五歳の停年でやめるといふのはむしろ少く、現実には二、三年前に慰労金を出してやめさしてゐるのです。五十五歳の停年まで勤められる人は非常に少い、むしろ五十二、三歳でやめさせておる。要するに肩たたきといひまして、課長が呼んで、君ひとつやめてくれぬか、こういうことを言うのです。ですから、実際問題としては非常に困つた状態が起きてゐる。それから、今発表になりませんが、私が、坑内は五歳下つて五十歳です。私は筑豊炭田にありますが、全部五十五歳、こういう状態であります。でありますから、現在の炭鉱あたりでは退職金ももらえないのがほとんどであります。ですから私はこの点はひとつ十分勘案していただきたい。私がこゝで幾ら質問していただいても、では六十歳にしよう、五十五歳にしようとはおつしやられぬでしようけれども、これはきつめて重大な問題であらうと思ふ。どうも輿論が沸騰せぬものだから、すらすらと通るのですけれども、これはもし受給者が現在おつてそういう状態が起るということならば、たいへんな問題ですけれども、どうせ金額が少いから、大したことをしてもしようがない。それほど年金に対する考え方がない。このことを私は強調しておきたいと思ひます。

昭十六年三月十一日にこの法律ができておりますが、その前に労働者年金がありましたが、その法律ができましたときの標準報酬月額と、その当時の健康保険の標準報酬月額とは大体同じものであらうと思ひますが、その当時の事情をお聞かせ願ひたい。

○久下政府委員 この法律が施行されたのは昭和十七年の六月であります。標準報酬月額で出ておりますが、その当時は最低が十円、最高が百五十円、ちやうどその当時昭和十七年の二月から昭和十九年五月まで健康保険は同額になつております。船員保険は、十五年の六月から二十年の三月まで、十五円から百五十円、最低額が五円上つております。そういう状況であります。

○多賀谷委員 私は詳細に調査することとができなかつたのですが、今の説明によりますと、大体十円から百五十円といへば同じであります。健康保険と大体同じであるということになります。現行法の三十二条の四箇月分といふのは、当期期待しておつたと思ふのです。これは本来ならば違約金でもとりたいところですが。最初加入するときには、四箇月といつて加入させておいて、そうして今度はこういうふうな改正して、減して行く、こういうことで、違約金をとりたところですが、これも、これは法律ですから、そういうわけに行かない。私なら国会を相手どつて訴えようかと思ふのですけれども、どうも四箇月分といふのは、當時かなり私は考へられておつたと思ふ。ILOの条約なんかによりますと、これは四〇%といふこともありますが、そうすると四箇月よりも多いので

昭十六年三月十一日にこの法律ができておりますが、その前に労働者年金がありましたが、その法律ができましたときの標準報酬月額と、その当時の健康保険の標準報酬月額とは大体同じものであらうと思ひますが、その当時の事情をお聞かせ願ひたい。

○久下政府委員 この法律が施行されたのは昭和十七年の六月であります。標準報酬月額で出ておりますが、その当時は最低が十円、最高が百五十円、ちやうどその当時昭和十七年の二月から昭和十九年五月まで健康保険は同額になつております。船員保険は、十五年の六月から二十年の三月まで、十五円から百五十円、最低額が五円上つております。そういう状況であります。

○多賀谷委員 私は詳細に調査することとができなかつたのですが、今の説明によりますと、大体十円から百五十円といへば同じであります。健康保険と大体同じであるということになります。現行法の三十二条の四箇月分といふのは、当期期待しておつたと思ふのです。これは本来ならば違約金でもとりたいところですが。最初加入するときには、四箇月といつて加入させておいて、そうして今度はこういうふうな改正して、減して行く、こういうことで、違約金をとりたところですが、これも、これは法律ですから、そういうわけに行かない。私なら国会を相手どつて訴えようかと思ふのですけれども、どうも四箇月分といふのは、當時かなり私は考へられておつたと思ふ。ILOの条約なんかによりますと、これは四〇%といふこともありますが、そうすると四箇月よりも多いので

すが、当時労働者がむしろ非常に圧迫されたというか、あまり労働者のことを考へなかつた時代ですら、四箇月という線が出てゐる。これはやはり私は堅持すべきだろふと思う。あるいは保険経済がうまく行かなければ、経過措置等で弾力性を設けてもいいかも知れない。しかし四箇月という本法はかえりべきでないと思う。今こゝういう基準をかけるということ自体非常に問題があると思う。たとへば労災にいたしましても、死んだ場合は千日分、こゝういつて、金額について指示してゐるわけではな。でありますから、この四箇月をなぜかえられるか。あくまでも厚生大臣としては四箇月を死守して、どうも保険経済がうまく行かないということになれば、経過措置で若干勘案してもいいと私は思うのですけれども、この四箇月という本法を動かすということは、これは純然たる契約違反である。債務不履行だ。一体どうしてかえられたか、お尋ねしたい。

○草葉國務大臣 これは定額制という一つの制度を設けたのがその一つであります。それからもう一つは、報酬比例に勘案したものであります。その点から申しますと、大体八千円以下におきましては、三千円以下が六〇〇という状態になりまして、上ほどそれは減つて参りますが、従来よりも率は多くなつております。

○多賀谷委員 終戦後の、非常に日本経済が逼迫しておつたとき、正常な形でなかつたときは私は申し上げるわけではない。しかしこの厚生年金法ができたときは、正常ではなかつたかも知れませんが、四箇月という保証をしてゐるわけですか。とにかく

入れば四箇月もらえるという期待をしてゐる。私はちやうどこの法律ができて一年目に会社に初めて入つてカードを渡されたとき、あなたは四箇月もらえますよ、こゝういふことを言われた。ところが、その後非常な変遷があつて、そうしていよいよ受給資格者ができるといふときには、やはり四箇月という制度にし、現在また法律があるのですから、経過措置は別としても、やはり本法をいじるときに金額を法律で定めるなんという、こゝういふばかげたことはありません。これは物価の変動その他があるのですから、標準報酬月額金額は別として、本法を金額で定額一万八千円とか、こゝういふ書き方というものは、立法上問題がある。でありますから、何月とか何日とか——ことにあなたは計画性ということを言われるが、長期計画ならば月で書かるべきで、現行法をいじるときに私は思うのですが、一体四箇月にしたら金がどれくらい足りませんか。

○久下政府委員 私から答え申し上げます。今回の厚生年金保険法の改正を考へます場合に、従来の建前であります平均標準報酬の四箇月分という考へ方を大幅に変更したのでござい。ます。それは報酬比例で年金給付を行うというところに、論理的にも実際的にも非常に不合理な点が出て参るのでござい。ます。この点は、社会保障制度審議会が第一次勧告以来定額制を主張しておられる重要なポイントだと私も考へるのであります。なぜかと申しますと、まず第一には、国庫負担が高額所得者のためにたくさん行く、低額所得者のためには低くなる、こゝういふところが一番矛盾でござい。ます。それからもう一つは、何分にも最低賃金制がわが国では確立されておられません現状におきまして、事実三千円という最低の標準報酬のわくに該当して参ります。被保険者が、現在二十万人ほどおるわけにござい。ます。こゝういふふうな低額所得者が非常に多い場合に、これを一律に報酬比例でやるということになりますと、低額所得者に対する年金給付額は、その割合が非常に低くなつてしまつて、高額所得者によりなり過ぎるというふうなこともござい。ます。また従来の国民年金というものを考へました場合にも、相当大幅に定額制を取入れた方が、この種の社会保障的な年金制度としては適當であるという考へ方のもとに、今回の改正におきましては、定額制を大幅に取入れたということに、実は大きな特色があるのござい。ます。これがいいか悪いかは、いろいろ御批判がある点だろふと思ひますけれども、少くとも社会保障に直接御関係しておられる社会保障審議会、あるいは社会保障審議会等におきましても、定額制の建前をとるべきだといふ意見は非常に強いのでござい。ます。そういう考へ方から、私もとしては大幅に定額理論に近づきながら、しかも従来の制度であり、また実際の国民感情に合うと思ひます報酬比例を若干加味するといふような、折衷的な案をとつたわけにござい。ます。四箇月というのはいずれにせよ、四箇月といたうのは既得権だと言われましかれども、現行法から見れば、非常に低い標準報酬のわくを押えてしまつて、ただ四箇月だけとて行くといふ建前が、現行法でござい。ますから、その面から見ますれば、今回の改正はいずれにし

てもよくなつて参りますし、また先ほど大臣が申し上げましたように、低額所得者には四箇月よりも多くなりま。す。四箇月という、三割程度きり年金が参らぬのであります。今回の案で参りますれば、月額六千四百ら。いの低額所得者までは、今回の改正の方がよくなつて参ります。こゝういふ意味で、高額所得者には現行法よりも不利にはなりませんけれども、こゝういふうな考へ方で今回の案をつくつたわけにござい。ます。

○多賀谷委員 時間がないので簡単に申し上げますが、なるほど定額制を入れたから、四箇月というのはやめた、こゝういふことならよくわかります。なほどう労働者なんかと違つて、これはやはり定額制を多く取入れる、むしろ定額制だけでいいという議論すらありますから、この四箇月という報酬に直接比例した問題を排除して、そして、改められた、この点はわかるのですけれども、私はやはり経済変動がある状態においては、弾力的な規定を設けるべきだ、こゝういふことを主張するわけにござい。ます。

時間がありませんで、次に進みたいと思ひますが、先ほど質問がありましたが五人未満の事業所の場合、これは今数字をお示しになりました。そして労働事情がわからない、こゝういふことを言われました。私もさうだろふと思ひます。しかしいくらあなたも今後研究すると言われましても、研究のしようがないのです。だれも研究してくれませんか。それで私は、これはやはり経過措置を設ける。本法には全部適用して、五人未満の事業所については何年度から実施する、こゝういふ経過措置を設ければ、これは役人はいやおうなしに必ず調べなければなら。ませんから、予算をもつて調べる。現在のように五人未満は全然捨てて置いて本法をつくと、だれもまた何年たつても実情がわからない、こゝういふことなんです。現在いろいろ統計がないのです。五人未満がわかつた統計がなければ、いゝわね、いゝわねと調べましたけれども、十分な把握がわれわれは残念ながらできません。しかしこれはできないからといって、放置しておつたのでは、何年たつてもできないのです。ですからこれは五年なら五年後、三年なら三年後には実施するのだ、こゝういふことにして予算をおとりになれば、必ずこれはできるのです。実態が把握できる。ことに厚生年金の場合は全部が恩恵を受けるのですから、カードのようなものを持つて、あるいはその事業所に行き、あるいはこの事業所に行つて、業主から印紙が何かはつてもらつて、こゝういふ一定機関に持つて行く、こゝういふ方法をとれば、——今日雇ひ入夫がやつておりますが、あの雇ひ入夫のような考へ方で、その手続でやれば、非常に簡易にできる。しかし雇大ですから、技術上あるいは困難かもしれませんけれども、私はでき得ると思ひます。ですから私は、現在実態を十分把握されておらないならば、当然本法では全部適用をするようにして、経過措置にして、何年後に五人未満のものは適用する、こゝういふようにされるべきが適當である。ことに大臣の御趣旨ですと、やはり目標としてはこゝういふことを考へておる、こゝういふことですから、私は本法は全部適用することにして、五人未満の事業所については経過措置を設け

る、こういう考え方をなされる方がけつこうであると思うのですが、大臣はどういう御所見であるか、お尋ねいたします。

○草葉國務大臣 これは先ほど来申し上げましたように、五人未満の事業所につきましても、実は私の方でも十分調査したいと思ひます。ちやうど全国百十五箇所の保険課及び保健所の出張所がありますから、これらを動員いたしまして、これを調査したいと思ひます。その調査の結果、給付の内容等を相当検討する必要がないか、今までの普通の場合と同じような給付を今おつしやるような方法で経過措置をするだけでは不十分ではないか。おそれなく私どもが一応現在つかんである状態から申しまして、何か給付の状態その他を検討する余地がありはしないか。従つて調査の結果、それらを検討いたしまして、給付の種類、給付の方法、給付の額等においても検討を相当要するのではないかと。そうしないと、ただ同じようにいたした場合には、——これはだん／＼将来国民保険に及ぼします場合においても、その場合には、先ほどの御意見にありました定額というものが一つの根本になつて参りますから、それは十分調査をして、給付の種類、方法、内容等をそれにマツチいたしますようにいたして、この保険の体制を整えて参りたいと考えております。

○多賀谷委員 今から研究することですけれども、しかし法律ができて、もう十何年たつておるのです。常にその点は問題になつておる。また一般の失業保険にいたしまして、ある

いは労災の方にいたしましたとしても、全部日本の保険制度というものは、あなただけを責めるわけではありませんけれども、五人未満の事業所を全然顧みない。ですから調べようがない。あなたがいかにか力まされても、保健所なんかを通じて調べると言われましても、それは無理です。保健所なんかを通じてどう調べるか。現在でも保健所は予算を削られててんてこ舞いをしておる。それを通じて調べるなんてことはまづたくナンセンスです。あの基準監督署すら調べられない。ですからこれは法律で当然規定して、何年度には施行するということにしますと、これはどうしても調べる法律上の義務ができる。あなたがいかにかそういうお気持ちでございまして、またおかわりになるかも知れませんが、ほかの方から見れば、またそれは元の大臣が私的に言つたのだというところになります。言質をとつてもだめです。私は法律でやはり経過措置で——無理を言つておるのではない。あなたがそういうお気持ちであるならば、法律でやる、さらに給付内容があるいは無理であるということであるならば、それを経過措置でやられてもけつこうである、かように思つておるのですが、大臣どうですか、経過措置でやられるというお考えはないわけですか。

○草葉國務大臣 五人未満の事業所はさきに申し上げましたように、俸給の体系なりあるいは勤務の状態なりがたいへんまち／＼であらうと思ひます。しかも勤務年限の問題等も考え合せまして、そういう点から考えますと、これをただちに今の状態において五人以下をある一定の経過規定だけで

いたしますと、一般の方に対する保険経済に相当な重圧をむしろ加えるおそれはないか。そうすると、その間にずつと検討をして、いよいよ実施のときにこれを保険給付の内容なり、率なりを検討したいというやないかというところになります。また当時の約束と違つていふことになりましますから、その点は十分検討した上で、給付の率なり内容なりを五人以下に則応するよう一つの体系をとつて、そうして進めて行くことが一番妥当ではないか。今ただちにこれを五人以下まで拡張いたします、さきに申し上げました相当たくさんさんの数を受入れるという方法をとります。これは、従来の被保険者に対しまして一種の危険、経済的な圧迫を生ずるおそれがあると考えておる次第でございます。

○多賀谷委員 その中小の企業家に保険料の面では若干の圧迫を加えるということは考えられるが、現在の被保険者に圧迫を加えるということは考えられない。また賃金の内容が非常に不明確だと言われましますけれども、これはごく簡単です。たとえば実物給与をやつてゐるものはそれを換算すればいい。これは基準法にそういうふうに書いてある。あるいは一箇月賃金でなくて、日給である、あるいは日給であつて半分は月給であるというものも、現在の基準法によつてさつと細分されて、あるいは三箇月以上におわたるものは含まないとか含むとか、ちやんと書いてあるのですから、何も賃金形態、内容というものは複雑性を持つてない。ただ問題は、業者と労働者の負担が若干過重になりはしないか、そうでなくとも安い賃金である、そういうことを感じましますけれども、御承知の通り三

千円から始まつておるのです。五人以下だつてやはり三千円から始まつています。調査によれば、あるいはアルバイトその他で二千円未満のものもありますけれども、大体三千円から始まつてゐるのですから、これは何も複雑でない。ただどうして積立金をとるかという点、さういふ点はやはり若干問題があるかと思ふ。そこで日雇の被保険者のようなやり方をすれば、一月分ずつ払つて行くのですから、どこの事業所に転々としたとしても、とにかく日本のどこかに勤めておる。さうしてそれが二十年だつて、こういう状態で行けるのですから、私は非常にむずかしいめんどうだということはおこり得ないと思ふ。また現在入つておられます被保険者に迷惑をかけるということはあり得ない、さうに考えるのですが、どうも自分の頭で考えられて、えらい複雑になつておるのではないかと。決して複雑ではない。賃金なんかでも複雑なものをちやんと解明して、部分にわけて、この賃金はこの部分に入るといふことがはつきりしているのですから、大臣はどうもそういう事情にうといふですけれども、何も複雑でなくて、ただ印紙や何かをどういうふうに張つて行くか、こういう点が問題であらうと思ひます。政府委員でけつこうですら御答弁を願ひたい。

○久下政府委員 私から若干数字の見込みを加えて申し上げたいと思ひます。昨年厚生年金保険法、健康保険法を同時に改正をしていただきました。約六十万人くらいの新規適用者に拡張したわけでありまます。この場合保険料徴収の基礎になります標準報酬というものが非常に下る見込みを立てておるのではありません。また事実さうでございませう。ただ厚生年金保険の方は御承知のように現行が八千四百円打ちになつております。従ひまして、その標準報酬の面に現われております数字は大したことはございせん。現在三万六千円に引上げられております健康保険法を例にとりますと、従来の被保険者全体の年間を通じての平均標準報酬は、昭和二十九年において一万円を若干越えて、一万四百円程度になると予定いたしております。ところが昨年十一月から施行をいたしました六十万人の新規適用者分につきましては、いろ／＼な資料からとりますと、標準報酬は七千八百円程度にしかならないのでございませう。結局先ほど大臣が申しました三百萬の五人未満の被保険者が入つて参るといふことは——私どもの想像では、おそらくこの標準報酬はもとつと低いのではないかと考えるものであります。さういたしますと、同じ比率で三百萬人の非常に標準報酬の低い人を多数かかえ込むということになりますと、既存の被保険者の料率にまで影響するおそれがあるのではないかと。その点を財政的にもよく具体的に検討してかかれませんと、既存の被保険者の保険料の負担あるいは事業主の保険料の負担にも影響を及ぼすおそれがあるということをお考へるものでございませう。

それからもう一つは事務的な点であります。現在私どもは、健康保険、厚生年金保険及び船員保険の仕事をいたしますために、全国に約五千人の職員を配置してございませう。これは最近、

年々の行政整理によりまして逐次減つてはおりますけれども、しかし大幅に新規適用の被保険者がふえます場合は、若干ずつ増員も認められております。それらの基準になつておりますのは被保険者の数と事業所の数であります。先ほど来大臣が申されましたように、現行の厚生年金保険の被保険者は、七百六十万ほどありますが、事業所は二十二万にすぎないのであります。ところが五人未満のものに適用いたしますと、三百三十万の被保険者に対して百三十万という多数の事業所がいろいろの届出をとりたり、保険料の徴収をしたりすることになるわけでありまして、これを現行の五千人の職員について、被保険者数と事業所数の比率で職員をふやすといふと、機械的に従来の基準で計算いたしますれば、約三万人の増員が必要になります。そういう問題も私どもとしては行政的に十分検討してかかれません。これはもちろん事務費ですから国庫の負担にはなりますけれども、しかしながら、その点で二万人の人がふえるといふことになれば、第一建物から考えてかからなければならぬというように、実際問題としていろいろ非常にむづかしい問題がからんでおります。決してこれは都合で延ばしておるわけではございませんので、それらの点について十分確信のある資料を得ました場合に、適用範囲を拡張したい、こういう考えであります。

〇多賀谷委員 時間がございませんで、最後に一点だけ今の点について質問いたします。
なるほどお話を聞いておりますともつともそのような話ですが、やはり前提が置いてある。すなわち標準報酬月額の下の方が入つて来るという御心配なから、上の方の人からも保険料をとつたらい、何も一万八千円で押える必要はない。保険料は千分の幾らというのできめるのですから、当然上の方を野放しにしてとればよい、その点を伏せになつて、下の方だけを問題にするということはどうも何かごまかしがあるやうであります。それほど財政が窮乏しているならば、やはり上の方の野放しにする、少くとも船員保険の程度あるいは健康保険の程度にされれば、さらにその点はふえて来る。それをわざと財源をおぼけてなつて、そうしてきゆうくつな保険経済の中でおやりになろうとするから、非常に矛盾があると思ひます。この点を私は申し上げておきたいと思ひます。
それから、なるほど事務費の点でなかなか困難はあるかと思ひますが、これは今とつております厚生年金の積立金徴収の方法でなくとも、もう少し簡易な方法があればいいか。ことに五人未満の場合は労働者の方でもよく事業所が移りかわるわけでありまして、それを何とか簡易な方法にかえて、そうして会社からとるのではなくて、何か手帳のようなものをもつて積み立てて行く、しかも印紙か何かを張る、こういうような方法を御考慮になつたら非常にいいのではなからうか、かように考えまして、参考意見を述べ、私の質問を終りたいと思ひます。
〇小島委員長 それでは午前中はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。
午後零時四十分休憩

午後一時五十三分開議
〇古屋(菊)委員長代理 休憩前に引続き会議を再開いたします。
厚生年金保険法案を議題とし、質疑を続行いたします。井堀君。
〇井堀委員 去る七日の厚生委員会では、二、三お尋ねをいたしました。その際重要な点で聞き漏らしておりましたので、この機会を利用いたしましてお尋ねをいたしたいと思ふのであります。この年金法改正の中で被保険者にとつて非常に重要視され、かつこの保険の精神から行きましてきわめて重要な点は年金金額にあると思ふのであります。そこでこの年金金額を算出された基礎の考え方なり数字の根拠についてまずお尋ねしたいと思ふのであります。今度の改正は各表に展開されておりますが、その中で改正案による年金額表を見ますと、現行法で二十年千二百円、二十五年で最高千八百円、これに對しまして十五年最低で二万七千四百円、最高三十五万五千八百円と表示されておるわけでありまして、この金額だけを見ますと、かなり大幅な増額に見えるのであります。そこでかかる金額はどこに根拠を持たれたかについて、前回お尋ねしたときには、生活保護法などを引例されておりましたが、これではちよつと納得ができませんので、この点について詳しく伺つてみたいと思ふのであります。
〇久下政府委員 私からお答え申し上げます。給付額を決定いたしましたためにいろいろの観点から検討いたしました。たつともでございます。まず第一は労働者の負担を大幅に増さないようにしなければならぬという要請が相当強く

ございましたので、その点を一つの要素として考えたつもりでございます。第二は、それとは全然逆の意味におきまして、現在の老齢年金があまりにも低額に失しますので、これがある程度の説明のつく程度までは金額を上げたいという、両々二つの相反する要求をいろいろの計算をしつゝ検討して参つたつもりでございます。一昨年厚生省といたしまして社会保険審議会に非公式に試算を出しました当時、その試算によりまして、定額部分を月額千円、年額一万二千円にいたしました。そのかわり報酬比例がその原案では千分の五になつておりますのを千分の十にするというやうな比率で御相談を申し上げたのでございまして、ところでその当時はさらに標準報酬の点につきまして三万六千円という一つの試算をつけたことがございました。問題は結局先ほど申し上げました第一の負担を増すべきでないという一つの要請もございましたので、その点についていろいろの面から検討を加えてみたつもりでございます。まず標準報酬のわくの問題につきましては現行最高額八千円でありまして、これを一躍三万六千円に持つて行くといふやうな改正は、他の法律におきましては一挙にその大幅な引上げをするといふことは行われたこともございます。漸次情勢に應じて引上げをしておるやうな実情でもありますので、この際厚生年金保険法におきましては、一面における負担増といふことを考慮いたしながら、とりあえず一万八千円程度の標準報酬のわくに押えましたつもりであります。なお料率の面につきましても、別の資料で差上げてございまして、さしあ

り現行の保険料率の引上げをしないで行きたいというやうな考え方をまず基本的にとりまして、将来におきましてもこの原案によりまして若干の料率の引上げはやむを得ないものと考え、その計画もいたしておりましたけれども、これとてもあまり将来の被保険者なり事業主に大幅な負担増をかけることは、いわゆる完全附加式の欠点と申しますか、そういうやうなものにぶつかるおそれもありますので、引上げをするにしても大幅な引上げでなく済むやうにしようと思ひます。そういうやうな若干抽象的ではございませうけれども両面の要請を考慮に入れたら、まず給付の額の面におきましては先ほど申し上げた試算を、定額部分をふやすことによりまして逆に報酬比例の部分を減らすといふやうな措置を講じまして、実質的にあまりかわらないやうなものを維持しながら、しかもこの程度でありますれば将来の採算もとれるだらう、かりに積立金の運用利回りが四分五厘程度に将来下るものといひましても、現行の料率の五割増し程度で済み得るという見通しが立ちましたので、この程度に押えたつもりでございます。そういうやうなわけでございまして、それ以上突は具体的な根拠といふのはあまりないのでございまして、さらにつけ加えて申し上げますならば、いろいろ計算をしてみますと、一つは千五百円の定額をとることによつて六十歳になつた男子の世帯を構成せざる人に対する生活保護費の基準にも合つて参りますし、また長期間の給付を原価にもどしましてやりま

たこの原案のような報酬比例をつけ加えることによりまして、ちようど被保険者本人の負担をかけた保険料全体の財源に対する比率と、それからまた給付の面におきまして被保険者に対して報酬比例として支払われます全体の給付額に対する率とが、大体一致するよう数字が出て来ます。そういうふうな点もこれはあとからの説明にはなりませんけれども、説明もつく額であります。こういうふうなことになるので、最終的にこの程度の額におちついたのでございます。

○井堀委員 そこで厚生大臣にお尋ねをいたしたいのですが、もちろん保険でありますから、保険の財源と見合つて計画されることはわれ／＼もよく承知しておるわけでありまして、そのことについてはあとでお尋ねをいたすつもりであります。その前に今お答えになったところによりますと、一方には保険料率の引上げもしくは標準報酬の自然引上げによる、いずれにしても被保険者もしくは使用者の負担増を不可避として計画をされたといつておりますが、よしそれを前提といたしますと、この提案趣旨で大臣が説明されております点から行きますと、また各委員の質問に答えております大臣の一貫した御主張とかなり食い違つた答えが出て来るように思ふのですが、この矛盾についてお尋ねをいたしたいと思ふのであります。率直にお尋ねしますと、先ほど私が読み上げた改正案による年金金額で、どの程度労働者はこれによつて老後の保障もしくは廃疾、あるいは遺家族の生活を潤すことができるだらうかということについて、大臣のこれに対する見解をもう一

度具体的に伺つておきたいと思ひます。

○草葉國務大臣 これはただいまお述べになりました、たとえば一万八千円の場合におきましての三十五箇年の場合におきましては、年金額五万五千八百円、三十四年の場合におきましては二万四千三百円、こういうふうな相当開きを生ずるものであります。従つて老後の生活そのものには、二万四千三百円と五万五千八百円との間の生活保障の面からすると相当な開きが約三万円年額において生じておりますから、そういう結果に相なつております。この点におきましては従来しば／＼申し上げましたように、定額一本で参りますと年限の差異だけで参ります。しかししな／＼として定額だけでは、いろいろ／＼な観点から考えまして、その人の労働事情による労働報酬というものを全然無視して考えることが現在の状態では困難と存じまして、従つて標準報酬を加味した定額をとつて参つたのであります。結果におきましてはそういう状態に相なつておるのであります。一方は社会生活の保障の面を含めて、その人の今まで働いて来られた報酬をその延長としての老後においても考えながら厚生年金を計算して参りましたので、このような結果に相なつておるのであります。これはほかの長期年金の多くの場合におきましても、いわゆる定額一本で参りません場合におきましては、どうしても報酬による差異というものは、ある程度またそれが中心になつた形において年金の上に現われて来ることは当然なことではないか、その差異をある程度基本づけて参ります意味においていわゆる定額と

いうので調節をして来よう、こういう考え方でいたしたわけでありまして。そういう考え方のもとに計算をいたしたのが、先ほど局長からもお答えを申し上げました状態と相なつてゐる次第であります。

○井堀委員 端的にお尋ねをいたしますが、先ほどの表で行きますと、十五年で最高三万四千二百円の年額でありましたが、二十年と仮定しても、三万九千六百円、これを月に引直しますと、きわめて低額なものになるわけでありまして、これで五十五歳ないしは六十歳まで労働を提議して、老後の生活をこれに頼るというところは、この法の精神からいへばなるわけでありまして、こういうささいな金額で今日の社会において一体どの程度生活が支えられると大臣はお考えになつておるか、率直にこの見通しについて伺ひをいたしたいです。

○草葉國務大臣 これは生活保護との比較の問題に結局理論的には相なつて参りますが、しかしこれは先刻申し上げましたように、厚生年金と生活保護とは趣旨も違ひ、体系も違つておりますから、これをただちに比較することとは困難であると思ひます。このままの生活でしからば三十四年の場合において、かりに十五箇年のときには年金が二万七千四百円、三十五年になつても二万四千三百円と相なり、月にすると約二千円そこ／＼で、一人の場合には月二千円の生活で、これは生活保障の面からいいますと、確かに困難な場合があると思ひます。これは地域、従来の環境、すべてを考慮しないといけなかつたは存じますが、そのままの形において考えるならば、困難な場合がないとは決して申し

上げかねる。つまり完全生活保障という立場から申しますと、不十分であることは否定することのできないことであると思ひます。厚生年金を完全生活保障という態勢に取上げて来る場合におきまして、その生活保護は最低生活の保障という線から来ておりますから、むしろそれ以上それにプラスした、いわゆる文化生活というものを加えて行かなければならぬと思ひます。そういういたしますと、現在の根本の考え方と計算とを考へて行かなければならぬと思ひます。この厚生年金の一つの考へ方には生活保障というものも考へながら、その人の老後における生活をそれで完全に保障という点までは行つておらないと存じております。これはほかの年金制度の多くがそういう状態だと存じております。それはいろいろ／＼の国力、国情、すべてのものも考へて参りますとやむを得ない状態ではないかと考へます。ほかの国におきましてもこの年金制度全額をもつて十分な社会生活の保障という点については、必ずしも各国が同様な状態ではないと考へます。しかし理想は生活保障までやつて行くのが確かに理想であると思ひます。それには財源の関係あるいは国庫負担の関係あるいは掛金の関係等が影響して参りますから、これらの中において現在の段階としては先ほど来申し上げました金額をとつて参つた次第でございまして、さう御了承をいただきたいと思ひます。

○井堀委員 たいへん長々御答弁をいただきましたが、とにかく月二千円で今日の物価ではお小づかいにしか

らぬことは、私が申し上げるまでもなく大臣もよく御案内の通りであります。でありますからこの改正によつて保険年金金額を増額しても五十歩百歩だ。老後の生活の保障とかあるいは廃疾によつて生活困窮に陥つた場合の、過去の労に報いる保険金としてはお話にならないといふことは、この金額で明らかであると思ひます。そこでお尋ねをいたすわけでありまして、先ほど保険局長からの御答弁で、抽象的なお答えをいただいたわけでありまして、少しく具体的に御答弁をしてお尋ねをいたしたいと思ふのであります。このいろいろの資料の中で、われ／＼がこの問題を研究する上に必要な資料をかなりたくさんいただきましたが、この資料を活用いたしましてお尋ねをいたしますが、この保険金額が今日どういふ基礎によつて計算されて来なければならぬかというのがまず一つの考へ方でありまして、それは言うまでもなく保険は大臣がたび／＼繰返しておるうちに、これは長期保険としての性格を堅持しなければならぬわけでございます。長期保険については、保険に加盟したときに、被保険者としては反対給付に対する約束を守つてもらわなければならぬことは言うまでもないわけでありまして、そこでこの保険のかけ始めは、昭和十六年あるいは昭和十七年から金保険法になりましたのは十七年からでございますが、もう十三年の歴史を経ておるわけでありまして、これはどんなにりくつを言つても、この過去を否定することはできません。一口にこの改正案の内容を見ますと、過去をまつたく無視し、否定した案が出て来ていると断ずる根拠がたゞさんあるわ

けであります。その点についてお尋ねをするわけですが、当時保険金をかけて反対給付をどれだけの額かという点については、言うまでもなく保険に規定されております金額、ここでは千二百円、最高千八百円と押えてあります。これは保険法の欠点をそのまま数字に引直したものだと思つて、しかし保険の精神はあくまで標準報酬に對する、たとえば四箇月の保険料をあげるとした場合においては、その四箇月の標準報酬の金額はこれは最低保障されなければなりません。四箇月と仮定いたしますと、平均標準報酬が一萬八千円の場合におきましては、最高は一萬八千円でありましては、一萬八千円に四箇月をかけたところと七千二百円、ところがこれは三十五年でもちろん最高です。こんなことはきわめて少い例だと思つて、これでも五萬五千八百円、この点だけをとりましてこれは改善であります。極端なことを言いますと、被保険者を一ぱいひつかけおける。この点は一体どこからかういふ数字を出して来たか。もう一つついでに、あなたの方から出された資料がどういふ理由で出されたか知りませんが、労働省で毎動統計を出して戦後における賃金水準の推移を紹介されております。これは非常に貴重な資料だと思つて、戦後の二十二年以後の推移を見まして、平均賃金、名目賃金、実質賃金ともかなり上昇率を示して来てゐる。しかしこの参考資料ではこの保険を判断する資料としては適當ではありませぬ。というのは、この保険といふことは、戦後における動きよりも戦前の、すなわち昭和十六年から二十二年の間の問題がむしろ重要なので

す。でありますから、ここに労働統計調査月報による賃金指数を見ますと、すなわち昭和九年から十一年の基準年度、これと十六年との開きはきわめて少いのであります。基準年度を一〇〇として昭和二十八年までの指数を見ますと、非常な速度で上つて来ております。たとえば製造工業だけの指数をとつてみまして、基準年度一〇〇に對しまして二十八年の平均は三〇七・四に上昇しておるわけでありまして、この保険が標準報酬を土台としてこの保険の原資を求めておるわけでありまして、また給付も標準報酬によつて計算されるということとなり、いふまでもなくこの賃金の倍率というものを無視してこういう発案がなされるはずがないと思つてあります。どうしてこういう根拠に基いて立案をなさになつたか、まずこの辺についてお答えを願ひましょう。

○草葉國務大臣 お話の第一の点でございますが、お話のように四箇月といふのをこの老齡年金の基本としたしておつたのであります。この点から比較してみますと、現行法におきましては、三千円から八千円といたしてありますから、御引例になりました長期の三十五年の場合におきまして、三千円の場合には四箇月といたしますと一萬二千円にしかならないのであります。一萬二千円といふのは月に千円でありまして、そこでそれをこゝでは二萬四千三百円、約倍にいたしてあります。これを十五箇年にいたしてあります。二萬四程度でございますが、そこで下の方と申しますか、低額の方に對しましては従来の十二分の四を大体十分の六程度に引上げて参ります。それから

三十五年の場合には八千円の現行法、頭打ちをいたしてあります八千円といふたしますと、四箇月では三萬二千円でございますが、これでは三萬四千八百円になりまして、その点からしますとこの改正案の方が増してあります。しかし年限が短くなりまして、お話の四箇月には足りない程度になつて参り、現行法にありません上の部分に延びて参りましたから、従つて一萬八千円の場合には三十五箇年になりますと、七萬二千円が御指摘のようにな保険料の計算に相なつて来る。そこでそういう意味におきましてある程度生活保障という点を加えましたために下の方に厚くなつて来ており、従つて上に薄くなつて来る、これは定額制を一つの基本にいたしましたからそういう結果に相なつたのであります。そういう点から全体の計算が下に厚く上に薄いという点は免れない点であります。が、定額制をすつと通して参ります。他を報酬比例にいたしましたために、低額部分におきましては、大体六千円以下におきましては従来のよりもずつとふえており、それ以上が比率をいたしまして減つて来ておると存じております。

○久下政府委員 年金保険の給付額の決定につきまして、賃金の倍率と申しますか、貨幣価値と申しますか、そういう問題をそのまゝの姿で現わすようになせしなかつたかというお話でございます。この問題は実はこの種制度の非常に根本的な問題でありまして、現行法でもとつております。ようにな、年金額の決定の基準には、平均標準報酬月額というものをとつております。すことは御承知の通りでございます。これは結局被保険者本人がずつと長い間の被保険者期間中でありました場合に、保険料として納付をいたしましたものに應じて年金額が支払われる。つまり金の高に應じて、年金額が支払われるというような建前をとらざるを得ないわけでございます。積立金をいたしておきながら、これもまた金として積み立てられておるわけでございます。その中で、貨幣価値の変動がありまして、実質的な金の高にはかわりがございます。この種の制度といたしましては、物価指数と申しますか、貨幣価値と申しますか、そういうものをそのまゝ年金給付の上に現わすといふことは非常にむづかしい問題でございます。不可能といふことは申せないものでありますけれども、要するに過去の蓄積が金として残されております以上、これを将来にわたつて、貨幣価値に應じて給付の額をかゝるといふようなことにいたしますれば、結局その財源をどこに求めるかといふことが問題になるわけでございます。その点につきまして私も過去の低額の賃金でありました時代に、確かにお話を戦争中と申しますか、インフレ前の時代の問題の扱いをどうするかといふことは、非常に大きな問題として取上げたつもりであります。その上、上げた問題がございまして、上げ方として最低標準報酬である三千円までの引上げをし、またすでに年金を受けております者にはその最低標準報酬の人に給付する年金額までは引上げるというやうな、見ようによつては中途はんばであるかもしれませんが、その程度以上のものはできないということに結論

がなつたわけでございます。それにいたしまして、保険財政的に申しますと、将来にわたつてこれが大きな保険財政の穴になつて参りますので、私どもは前にも厚生委員会におきましてお答えしたことがあるのであります。そのした過去の年金の引上げ、あるいは標準報酬の引上げに伴ひまして生ずべき財政的な穴埋めをいたしましては、一つには国庫負担増額のこと、一つは理由にいたしたつもりでありまして、一つには今度の増額程度では必ずしもそれがカバーできませんので、若干将来の被保険者、事業主の負担にかつておる部分もあるかと存じております。この辺は実は分類して明確に概算ができないものでありますから、こういう年金額を給付することにいたしました。将来にわたつての財源があるか、国庫の負担は今度五分だけ増したといふことを前提にいたしまして、財政数値計算をいたしました関係で、それ以上その辺が、分額をして内訳を申し上げるやうな基準はございませんけれども、考え方としては、インフレに伴つて過去に對してさうな処置を講じました。この財源としては、国の負担を増したこともその一つの理由になつております。またその足りない部分は将来の被保険者、事業主負担の中に転嫁されて行くという結果になつております。その辺の扱い方をどうするかという問題は大きな問題でございますが、結果におきましては、今申し上げましたやうな結果になつておるわけでありまして。

○井堀委員 そこで、お答えの中で大事なところがピンぼけしておるやうでありますから、もう一度念を押す意味

でお尋ねをいたします。この保険は長期保険であると同時に、老後の生活保障、廃疾の場合の生活保障は、これは法律の精神が一貫して生活保障であります。でありますから、この法律の精神からこれを時代に見合うように改正しようということになりまして、申すまでもなく最低生活を保障するに足るよう引直して来なければならぬわけでありまして、もう一つ、今局長から御答弁がありました通りだといいたしましても、この保険に対する被保険者なりあるいはこれを雇用して下さる使用者は、昭和十六年から二十三年の間、一般男子については千分の九十四、あるいは坑内夫については千分の九十五、あるいは千分の九十三、女子にあつては千分の五十五といふ、こういう標準報酬に対する比率で保険料金というものは負担して来ておるわけでありまして、その後改正されて、昭和九年から十一年までは千分の三十といつたような便宜的な措置も講じられておるわけでありまして、それにいたしまして、あくまで保険の掛金というものは、標準報酬に対する比率をもつて掛金をかけて来ておるわけでありまして、ことに昭和二十三年度の改正前における、先ほど申し上げた坑内夫の千分の百二十三という比率は決して低いものではありません。きわめて高率なものが今まで保険財源をなして来ておるわけでありまして、それがインフレのために、一朝新聞紙をかまされるような結果になるというところになりますと、一体その責任はどこにあるのでございませうか、この点についてまず大臣からひとつ御答弁を伺つておきたいと思ひます。

○草薙國務大臣 お話のような考え方、実は生活保障という点を強調いたしまするために、定額制をとり、かつまた低賃金の人たちに対して、普通で四箇月にしておき、三三三三の場合には年にしておき、一万二千円にすぎませんから、これを最小限度二万七千円というのに引上げて参り、普通の場合におきましては二万一千六百円といつた次第であります。これが経済価値の変動によりまして掛金のパーセントからたゞいま御指摘のような状態に相なり、これは日本経済の終戦後におけるすべての点がこのような影響を受けたとして、全体といたしまして私もまことに遺憾に存じます。御承知のような推移からかような状態に相なつたのであります。それではこの厚生年金といつたものは、それらの経済の大変動等従来のこととを考へまして、従つて従来額等を三三三三以下のもは三三三三に引上げて参り、これらの負担になるべく見合うように改正をし、さらに今回は八千円の頭打ちを引上げよう、こういう点でございませう。これらの経済の変動そのものは、その状態におきまして御指摘のような状態になりましたが、この全体は日本経済の受けました一つの大きな破綻であります。その破綻によつて、ことにこの厚生年金保険者に受ける損害あるいは負担等をできるだけカバーして参つて、従来から法律で明示いたしておりました線を實現することに努力をするというのが、改正の上で苦慮をいたしました点でございませう。

○井堀委員 そこで、どうも答弁を伺つておりますとはつきりいたさぬのでありますが、簡単にけつこうでございませうからつきりお答えをいただきましたと思ひますことは、先ほど私は事実をあげてお尋ねをしておるわけでありまして、繰返すことは避けませんが、この保険が充足してから十三年、半ば以上が労働者の高率の負担によつて維持されて来ておる。それは十五年ないし二十年先の老齢年金、その間にも多少はありましたが、主として老齢年金のごとき老後の生活の保障のために、安んじてこういう負担に耐えて来たのであります。その高率なもので保険の基礎をつくり上げて来たにもかかわらず、インフレーションというやうな場合には、被保険者は全面的に犠牲に甘んじなければならぬという考え方で大臣がおいでになれば、これは別であります。こういう場合に、一体だれがこの問題の責任をとり、その犠牲をどこに求めなければならぬかという点について、これは政治上の責任でありまして、私どもの考えからすれば、こういう事態になつた場合には、国の管理する保険である限りにおいては、国においてこういう問題は処理すべきことだと考へるわけでありませう。もしこの考へ方に違ひがございませうと、これを明らかにしていただきませうと、次の話をいたしましては食ひ違つて来る。こういうものは被保険者が背負ひ込むのか、あるいは国がこういうものに對してしるべき処理をしなければならぬのかという点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○草薙國務大臣 そこで、それだけの掛金を負担をし、お約束は四月分といふので、当時の法律によつていふやうな養老年金を支給するという約束をいたしておりますので、今回もそういう意味におきまして、定額制を実施しながら下に厚くし、かつまた国もその責任を負う意味におきまして負担金を増してやつて参る、そういうので三千円ないし八千円の部類におきましては、大体上の方に参りますと必ずしも一致しませんが、大体その線からとつて参つたのであります。国家もその負担を負う意味におきまして、従来の一割を一割五分にしたがら、国家負担をこれに加算して行く、こういう方法をとつて参つたのであります。

○井堀委員 一応抽象的には政府も責任を感じておいでになるようでありませうから、具体的にさつきの例をもう一度引例いたしますが、この保険が充足いたしました当時の物価なり賃金なりの指数というものが一応この際問題になつておるのです。再々引例いたしますが、労働統計月報によりますと、基準年度の昭和九年から十一年を一〇〇として、昭和二十八年までの家計費の指数が説明いたしてありますが、東京の例でありますけれども、基準年度を一〇〇にいたしました昭和二十八年の平均は二六八・八九になつております。消費者物価指数を引例いたしましたも、基準年度を一〇〇にいたしました昭和二十八年の平均は二八六・一九の指数を示しておるわけでありませう。でありますからこの当時の百円の賃金あるいは百円の保険給付を受けて、それで生活に見合うやうな指数ということになりますと、この指数をそのまま引直して、賃金指数にこの倍率をかけて行きますと、当時百円の老齢年金をもらへば、今日これを換算いたしますと三十六万八千四百円という年額になるわけでありませう。もちろんこの指数通り

す。非常な被害を労働者が受ける結果になりまして、かかるやり方は、これだん／＼と施行されて来ますと、労働者がこの保険に対して関心を強く持つようになって来まして、当然過去を検討する結果になると思うのであります。その場合にこういう過去を打消すことはできません。従つてわれ／＼といたしまして、この法案の改正に取組む場合においては、共同の責任をとらなければなりませんので、そこで政府も根本的なものについては、改正案を出す場合に、かかる指数の上に対して相当の配慮がなされていなければならぬと思うのであります。今までの答弁によりまして、ただ金額の上だけで、特に局長の答弁で明らかになりましたが、これが何かすべて金額によつてのみ立てられているのかのとき口吻でありましたが、これはさつき例をとりましたように、標準報酬に対する比率であります。それから大臣は何かこの際フラット制を採用したことがいかにも進歩的な響きのする答弁でありましたが、これは改悪であります。ただ思想の飛躍をすれば、年金でなく、この年金制度が漸時、社会保障制度審議会が勧告しているように、かかる社会保障というものが統合され、さらには国民全体に普遍化される社会保障制度へ発展して行かなければならぬという趣旨については、われ／＼は満腔の敬意を表し、支持をしているものである。しかしその考え方は、言うまでもなくフラット制が正しいのであります。そこで年金制と保険の違いは、今申し上げたように、ことにこの長期保険として長い歴史を持つているその過去を無視するといふ、そういう飛躍でこれ

を処理してはならぬということは申すまでもないわけですが、ここいら辺に対して、私どもはどうも納得が行きませんので、お尋ねをいたしておるので、もし私の考え方、見方に間違いがあれれば御指摘を願いたいと思ふ意味でお尋ねしております。こういう資料に基いてお尋ねしたわけでありまして、ら、どうぞ率直にお答えを願いたい。

○久下政府委員 私からお答え申し上げます。生計費の指数をおあげになつての御質問でございますが、先ほど申し上げました通り、厚生年金保険法が昭和十七年六月に施行せられました。それから年金給付額を計算いたしましたための基本的な要件としては、平均標準報酬額をとるということになつてゐるわけでございます。それは結局は先ほど申した通り、繰返すことになつてゐるが、被保険者が保険料を納めましたその高に依つて年金の額が決定されるというふうな考え方に基いておるものと考へるのであります。そこで昭和十七年当時、百円の報酬をとつておりました人が、百円の標準報酬の額にランキングされたといひます。その人は、毎月九円四十銭の保険料、その半額が本人負担でございまして、四円七十銭の保険料を負担したことになるわけでありまして、しかしながら、その負担をされました、事業主とあわせて九円四十銭という保険料は、今日の七百億、八百億を越えまして積立金のやはい一部を構成してゐるわけでございます。金の額としてはかわらないと私は思ひます。またそういうふうな考えざるを得ないと思ひます。問題はただ、お話の中にありましたように、終戦後ののはげ

しいインフレの時代を経過してありますので、確かに私もそれだからといつてそのまゝの給付をやればよいのだといふことは毛頭考えておるものではないでございます。できるだけ過去の低い年金につきましては再検討を加えまして、現にまだ千円未満の遺族年金、障害年金をもらつておる人もあるわけでありまして、そういう人は最低額の二万一千六百円まで引上げようというような措置を講じたわけでありまして、しかしながらそれを逆に、貨幣価値が変動したのだから、その貨幣価値に應ずるような給付を今日全部に出すべきだといふことになりまして、問題はその財源をどうするかということになるわけでありまして、私どもは率直に申しまして、実はそれを年金保険に限つてすべて国庫が負担すべきものではないかと思ふのであります。原案で御審議をお願いしているような程度の引上げをお願いいたしますにも、相当の財源が必要になつて参りますので、私どもは二十九年度の予算の折衝にあたりましては、一つにはこうした給付を上げることによつて労使の負担が相当の幅で増して参りますので、そのためにともいふことが一つ、それから過去の年金にそういう特別な措置を講ずることにはしたもので、そのための財源としてもいふようなことを理由にして国庫負担の増額を要求し、結果において一割が一割五分ということに納まつたわけでございます。そういう意味で先ほど申し上げておるのでございまして、インフレによつて貨幣価値が下落した、その影響を全部国庫が負担をしなければならぬといふ結論は出て来

ないと思ひますけれども、しかし国としても責任をもつてこの運営に當つております以上、被保険者及び事業主の負担に全部転嫁してしまつて知らぬ顔はできないといふふうな考えまして、両々相まつてこれを解決をして行くべき筋のものであるといふふうに考えておるのであります。

○井堀委員 私も全額この差額を国家が負担することが適當だとは考えておりません。保険はあくまで保険金によつて主たる原資が求められておりますから、被保険者並びに雇主は、保険料率の引上げが困難であります。ならば、標準報酬の修正引上げ等による程度の負担の増は忍ばなければならぬといふことは當然であると思ふ。しかしそれをもつていたしまして、このインフレの被害をチェックすることにはもちろんできません。そこでこういう被害に対して、当面の被保険者並びに雇主にないない部分は、国がこれを肩がわりするといふようなことが、私は政治のあり方だと考へるわけですが、しかし国の財政にもおのづから限度もあることでありまして、こういう保険に対して、国民全体から徴収されます税金をもつてかかる負担を全額やれといふことも多少矛盾を私ども感ずるのであります。その全額を言うのではありません。しかしさつき私が統計を引例いたしましたのは、単なる引例ではあります。あまりにも指数の開きが大きくなり過ぎて、それに対する局長の御答弁の言葉を借りるわけではありせんけれども、あれやこれやを取捨してつくられたといふにいたしましては、こういう一番大切な家計費の上昇率、消費物価の指数のはね上りな

どを輕視する——というよりはまつたく顧みられていない案ではないかといふことが問題なんです。この点については局長から答弁をいただくことは無理かと思ひますが、これは吉田政府の全体の政策によつて決せられなければならぬ重大な事柄だと思ふ。前回厚生大臣にいろいろの角度でお尋ねを申し上げましたが、厚生大臣個人としては、とにかくとして、吉田政府としては、かかる保険の制度に、あるいはインフレの高進に伴ういわれなき国民の被害に対する善政などというものは、求め方が無理であるかのような感じをいたしております。私としては、こういうことをお尋ねするのは、かかる長期保険といふものは、いつまでも吉田政府によつてやつて行かれるわけでありせん。過去といひ、将来といひ、これは政治に関係を持つ者全体の責任であり、ますから、真摯なる立場からお尋ねをし、回答を求めているわけでありまして、この点は吉田政府ではできぬ。しかしこうすべきものだといふ考へ方は述べられてしかるべきだと思ふ。そういう意味でお尋ねしているわけでありまして、そこは限定を置いて答弁していただいてけつこうだと思ふ。こういう保険に關係をいたすものとしては、さういふものに対してはやはり明らかにな事実は討議しておく必要があると思ふので、お尋ねをしているわけですが、そういう意味でもう一ぺん厚生大臣の御答弁を願ひたい。

○草葉國務大臣 実は今の御議論をずっと伸ばして参りますと、結局現在の俸給体系といふものが、従来の昭和十六年ころからの俸給体系と、あるいは

これに対する物価指数を比例しました現在の俸給体系と、これが一つの問題になつて来る。従つてそれらの問題が一つを中心の議論に相なつて来る問題だと存じます。この厚生年金でつておりますのは、これらの俸給体系の中から三千円と一万八千円とを抽出して参つたわけでありまして、それでその抽出して参る考え方の上で、むしろ一方においては従来の四箇月——公務員の給与なんかは恩給が四箇月になつておりますが、それよりもう一步前進した意味において、いわゆる生活保障というものを強く加味して行く必要がある。ことに最近のいわゆる輿論は社会保障というので強く論議されておりますから、社会保障の意味における生活保障というのが単なる俸給の点だけではないに考へられて行くべきものじやないか。従つてその点から一つの定額となり、そしてそれは従来の四箇月、いわゆる三分の一、三三%から六〇%の一つの飛躍となつて現われた、そういう状態でありまして、上の方には薄らいで来る、こういう結果をとつて参りましたので、むしろ今度の改正は、さういふ意味におきまして、従来の俸給体系なり、あるいは物価指数等の議論からさらに根本的な、四箇月支給という老齢年金の考え方よりも飛躍を進行させて、そして実質的にも金額を増して行くという体系をとつて参つたのでありますから、従来の掛金をかけておられました方々に対しまして負担減あるいは収入減というようないふことは来さないように、また来たしておらないし、ことに本年から支給いたします老齢年金を養老年金にいたしましたので、今度の改正案にそつくり切りかえ

て行くという考え方も実はそこにある次第でございます。

○井堀委員 何回お尋ねいたしましたもはつきり答弁いただけませんが、とにかく一応こういう改正案が出た以上におきましては、私もこれはこれを審議しなければならぬ責めがあるわけですから、審議する者の立場からいたしますと、単なる程度の相違ということでありまして、これは立場、持場で議論があつてよい。しかしあまりにも開きがあり過ぎることは、さつきから何回も引例している通りでありまして、今度の改正案の、三十五年の一万八千円の最高を持つて来まして年額五万五千八百円です。これを多少でも生活に見合うように改正するというからには、物価指数の動きに対して配慮するということになれば、一体どういふ程度の配慮をしなければならぬかというものであります。でありますから、年額五万五千という数字をそのまま引用することはさき申し上げた通り適當ではございませんが、たとえば一番関係の深い消費者物価指数を持つて来まして、当時百円のものでありまして三十四万三千円になるわけでありまして、ですから三十五万ばかりのもの五万五千円とは、これはあまり違い過ぎると思う。こういう違い方というものが適當でないことは、先ほど来申し上げておることで明らかであります。ことに強調いたしたいのは積立金であります。なるほど積立金が金額で勘定されることは、百も承知であります。しかし何回も繰返すようでありまして、金額だけではありません。この保険は何円なんぼの掛金に対してなんぼ払うというのではないのです。標準報

酬といへども、すなわち賃金の補填の方法に相違こそあれ、三箇月なり六箇月なりの賃金の間で操作されたいわゆる標準賃金であることには間違いないのであります。その賃金に比例して積立の率が規定されておるのであります。しかも長期にわたつて積立をして来たわけでありまして、このことについてはひとつ大蔵省にお尋ねをいたそうと思つておりますが、大蔵省はこの金を預かつて来ておるわけでありまして、もちろん保険経営とは別個にお預かりになつておりますから、まづた金の始末だけしておいでになると思ひますが、昭和十六年以來、先ほど申し上げた坑内夫を例にとりまして、千分の百二十三という高率の掛金を取立てられて来た。金額としては大した額ではないかも知れませんが、二十三年度末の金額で幾らになつて、その金額は今日の物価指数に引直すとその金額は幾らになるかという点をお答えを願ひたい。

○阪田政府委員 ただいまお尋ねの点であります。物価指数等は今具體的な数字で御返事申し上げられないのであります。資金運用の建前としては、ただいまお話のありました通り、この積立金の金額を預託金としてお預かりいたしまして、これを債券とか貸付金等に運用しておるわけでありまして、従つてただいまのようなお話でございまして、預かります方の預託金、これも金額で計算しておられるのであります。一方その見合になりまして運用しておる資産の方も、金額で計算されておるのであります。物価指数で動くものではございません。さよ

うな計算をいたしました意味がないわけでありまして、三箇月なり六箇月なりの賃金の間で操作されたいわゆる標準賃金であることには間違いないのであります。その賃金に比例して積立の率が規定されておるのであります。しかも長期にわたつて積立をして来たわけでありまして、このことについてはひとつ大蔵省にお尋ねをいたそうと思つておりますが、大蔵省はこの金を預かつて来ておるわけでありまして、もちろん保険経営とは別個にお預かりになつておりますから、まづた金の始末だけしておいでになると思ひますが、昭和十六年以來、先ほど申し上げた坑内夫を例にとりまして、千分の百二十三という高率の掛金を取立てられて来た。金額としては大した額ではないかも知れませんが、二十三年度末の金額で幾らになつて、その金額は今日の物価指数に引直すとその金額は幾らになるかという点をお答えを願ひたい。

もの、これから積み立てらるべき額といふものを見合ひにいたしました。一方における給付額を計算をし、そして保険財政がこの程度ならやつて行けるというやり方だけをしたのであります。物価指数あるいは貨幣価値に依つて積立金の額をかりに計算をしてみまして、それは実際に給付の財源としては意味をなして参りませんので、計算はいたしてありません。

○井堀委員 それでは大蔵省の方では金の勘定だけしかしておらぬようでありまして、お尋ねする方が無理だと思ひます。そこで厚生省にお尋ねするのですが、二十三年に九十七億の金を大蔵省にお預けになつていた。この九十七億の金は先ほど私が申し上げたような比率で、標準報酬によつて徴収されて来た金であるわけですから、この積立金九十七億が、先私の引例いたしました二十三年の、あなたの方から出した統計で行きますと、毎月勤労統計調査結果表による資料を私どもにくださったのであります。これで行きますと、二十二年を百にいたしました二十八年平均が九百八十倍、九八〇・七になつておりますが、もちろんこういう資料を出すからには、こういうものに対する比率を出しておると思ひますが、九十七億といつたら、昭和十六年、十七年がつつと上つて来ておりますが、そういうものを見合つてどのくらいの倍率になりますか。計算したことがありませんか。

○久下政府委員 この点は今理財局長からお答えがございました通りでありまして、貨幣価値をかけたみましても、それ自身は年金給付の財源として意味があるまいので、そういう計算をいたしたことはございません。ただ私どもとしては今回の改正にあたりまして、過去の積立金の総額という

○井堀委員 それではお尋ねいたしました。国債あるいは地方自治体あるいは

○阪田政府委員 これも御承知のように、その九十七億だけを分離して運用しておる、こういうものではございませんので、資金運用部の資金全体として統合して、いろいろな方面に運用しておるわけでありまして、二十三年度の運用の状況を見ますと、現在と多少違ひますが、大体全体の資金が千二百二十七億でございますが、そのうちで約四割ほど、四百八十四億、これが国債に運用されております。それから大体三分の一に当ります四百九億といふものが、地方債あるいは地方公共団体に対する貸付金に運用されております。なおそのほか特殊銀行等を通じて、いろいろな事業に出ているといふようなものがあるわけでございます。大部分のものはそういうものであります。それからなお二十三年度末の状況といたしましては、短期の食糧証券、国債証券を二百二十三億ほど、大体おもなものを申しますと、そういう形になつております。

○井堀委員 それではお尋ねいたしました。国債あるいは地方自治体あるいは

○井堀委員 それではお尋ねいたしました。国債あるいは地方自治体あるいは

その他の事業に使つておるようであり
ます。そこで大蔵省は最近税制の改正
の中で再評価税をとつておるようであ
ります。再評価税の思想的な根拠とい
うものは、インフレによる財政の増加
を見込んでおると思ふのであります。
こういう労働者の貴重な、高率なお金
を預かつておりますが、こういうもの
に対しては一体再評価をするというよ
うな思想は適用できぬものであるかど
うか、その点をお伺いいたします。

○阪田政府委員 再評価に對しまして
は再評価税をとつておるわけでありま
すが、この再評価税をとつております
趣旨は、再評価ということによりまし
て、これは有形資産を金銭で表示いた
しました評価額が増加いたしますの
で、増加差額に對して、それを会社が
再評価として出した場合に税金をと
る、こういうこととておるわけであ
ります。これは再評価いたしました
れば、それが通常の場合であります
ば、評価益を出したということにな
る。当然全体に對して普通の所得税な
り法人税なりが、利益がありますれば
課税されるわけでありまして、それに対
しまして、再評価というふうな趣旨か
ら特別の税金をとつておる、こういう
ようなことになつておる次第でありま
す。ただいまお示しのような預金ある
いはその他の金銭債権等につきまし
て、これは別に金銭で表記した評価が
増加するといふ事実もないわけであ
りますから、そういうふうなものに評
価益を出すということも、そういうこ
とを債権者がするといふことはあり得
ないことでありまして、ちよつとど
うもそういうふうな有形資産の再評価と
いふ問題とは、比較にはならないとい

うふうに私もは考えております。

○井堀委員 私のお尋ねの趣旨がの
み込めないで答えたいだいたのか、あ
るいは承知の上でか、その辺はなん
ですが、あらためて伺います。再評価
というものは、貨幣の場合は御案内のよ
うに、貨幣価値がずつとかわつて来て
いる。ところがこの使途については、
詳しい説明は伺えないようでありま
す。けれども、たとえば地方に貸付を行
います。地方がいろいろな建物を建て
たり、不動産に大分投資しております。
あるいは一般の日銀を通じて貸し付
ける場合は、営利にこれはまわつて行
きます。そういう場合には、昭和十七
年当時の百円のものか今日百円で社会
は扱つておりません。ですから労働者
生活の面において、経済的な変化によ
つて圧力を受ける場合には、容赦な
く、先ほど説明いたしましたような物
価指数やあるいは生活指数によつて
そのものの比重で生活の脅威を受ける
わけですから、ところが自分たちの貴重な
そのとき高い値打ちがある金を、政府
に預けておいたものが、貨幣の類はか
わらないからというだけで、こういう
ものは見送つていいのであるならば、
私は資産再評価税という思想は出て来
ぬと思う。すなわち十年前の建物も今
日の建物も、償却をして行つてしま
えばただになるわけですから、それがた
だに近いうちなるまでの相場の高い価格に
見積ることを、徴税の立場からではあ
りませんが、法律は要求しておるわけ
であります。それはなぜかといへば、実
際価値を評価して行くわけでありま
す。これは当然なことだと思ふ。だか
ら価値と額と同じように議論されるこ
とは、私は不審だと思ふのであつ

て、一方のものに對しては価値の移動
に對してそれ／＼評価をして、このも
のに對しては価値の移動を認めない、
貨幣だけによつてものをさしはかる
という考え方は、金を預かつておる大蔵
省としては、一つのものを二つに解釈
することが出来るのではないかと思ふの
ですが、こういうものに対する見解は
いかがでありますか。

○阪田政府委員 これは先ほど来お答
え申し上げましたように、有形資産、
現物資産につきましては、インフレ
ションによりまして、実際の貨幣で表
示した時価価値が上つて来る。従いま
して貨幣で表現された資産、債権とか
預金、そういうものが總体的に損失
をこうむる。これはインフレション
の当然の結果でありまして、そのこと
自体は決してけつこうなことではあり
ませんが、事実としてインフレショ
ンの結果はそういうことになるわけ
であります。ただいまの再評価税のお話
であります。再評価税によりまし
て、政府が再評価をさせることによつ
て、そういう有形固定資産を持つた者に
利益を与える、こういうことはまづた
くないのであります。そういう有形
固定資産は、インフレションによつ
て金銭で評価した時価価値が上つてお
ることは、これは当然なものであります。
問題として発生した事実であります。
ただその事実を会社が帳簿上に表現し
よう、従来のままの評価でなくて、こ
れを増価したものとして帳簿価値を上
げよう、こういうような場合に、他の
法人税あるいは所得税等の関係上、そ
の評価差額から税金をとらう、積極的
に会社が出したものに對して税金をと
るわけでありまして、それが再評価税の趣

旨であります。先ほど来のお尋ねであ
ります。金銭債権との権衡におきま
してその点について論ずるのは、ちよ
つと筋が違ふのじやないかと私は考
へております。

○井堀委員 局長は事務屋さんでござ
いますから、こういう質問をする方が
無理かと思ふのです。事務的にものを
判断すれば、そういうふうな説明する
こともやむを得ぬと思ふます。しか
しそれにしても、割切れぬものが出て
来る。それをお尋ねをしたのです。
しかしまあ今の御答弁で、認めるか
ありませんか、どつちでもけつこうで
あります。事実が今日そういう矛盾
が出て来ております。たとえば金銭の
貸借関係に對する法律の扱い方とい
うものは、金額で行つておるようであ
ります。ですからインフレションによ
つて得た者と損した者が、極端に出
て来たといふことでもあります。しか
しそれならばそれで、もう全部手離し
てあげればよい。私は再評価税とい
うようなものが出て来た思想という
のは、やはり価値と価格のアンバラ
ンスを調整しなければ社会秩序が維持
できぬといふところにあると思ふので
あります。それが政治だと思ふのです。
そこで厚生大臣にお尋ねするわけ
であります。今大蔵省にお尋ねいた
したところでおわかりのように、同じ
国民の財産で、貨幣価値が変動したこ
とによつて、その価値が高まつたもの
に對しては税をとつて来ておるわけ
であります。それは当然のことだ。こ
ういふ思想がある限りにおいては、か
かる労働者の、しかも二十年先、十
五年先を——これが労働者が立案して、

労働者が自主的につくつた組織である
ならば別でありまして、管理、経営一
切が全責任を負う法的保険契約であ
ります。その保険契約がインフレの結
果によつて、二十年先六十になり、五
十になつたら、必ずこれで余生が送
れる、またそれに近い数字をその当時
出して約束したわけでありまして、そ
れはインフレは労働者も一半の責任を負
うわけでありまして、その程度
は、今言う再評価といつたようなこ
ろに現われて来ておる一例を私はと
つたのであります。一般社会はその後
者が通用しておる。社会通念になつて
おる。これが不幸にして政府の管理
としてひびく目にあつたわけであ
ります。これは大蔵省に安んずる
民間経営でありましたら、九十七億
というものは、大蔵省に安んずる
預けておくわけはあります。ビル
デイングの一つくらいは建てたかもし
れません。このとき九十七億のビル
デイングを建てた日には、すばらしい
ものができた。その価値の増加によつ
て受ける利益は、被保険者が全部こ
ろから受けることになるのでありま
す。そういう例は社会にざらにある。
こういうものに對して責任を、ただ
単にこころで、鬼の首でもとつた
ように報告をせられるのはナンセンス
であります。大臣はそういう御答
弁をしてもらつては困る。こういう
世界全体の動きの中に歩調を合せ
て、社会性のある保険の改正を行
わなければならぬ。大臣どうですか、
その辺はもう一ぺんじっくり考
えてみるという回答はいただけま
せんか。

○草薙國務大臣 御質問のお気持はよくわかりますが、根本的な問題となる、やはりインフレーション等の関係から、貨幣価値論とかそういう問題になつて来ると思ひます。それでそういうお気持を突は私も十分政治として考へて行かなければならぬ。だから改正の上には、とにかく世の中そういうインフレによるさまざまな矛盾等が起つて参りましたから、それを国家経営においてやつて参ります上には、やはり大いに政治の上に生かしながら、有無相通ずるという一つの方策をとつて行くことでは、まったく御質問の心持はよくわかるわけでありま

と思ひます。また拡張すべき点もたくさんあるのでありますから、そういう考へ方でもつて行つたのであります。今お話に参りますお心持はよくわかりま

る債券とか貸付金、この中には御承知の各種の金庫とか公庫とかいつたものが入つておるわけでございます。中小企業金融公庫でありますとか住宅金融公庫でありますとか農林漁業金融公庫でありますとか、そういう資金が入つております。その分が合せまして千四百八十九億、これが次に大きい項目に現在なつております。大体これは二三%程度になつております。その次の項目としましては金融債、これは農林中金の債券、商工中金の債券、興業債券、長期信用銀行の債券等でありま

ものに該当する預託金になつております。それから運用の方の率であります。これは大小の種別によりましてかえておりました。大体政府内部の特別会計に貸すような場合には六分の一の低い。先ほど申し上げました各種の金融公庫その他に貸すような場合あるいは地方公共団体に貸し付けます場合は六分五厘で運用しております。それから金融債は市場利率でございますが、八分五厘になつております。その他一般の特殊法人のようなものに融通します債券の引受という場合には大体八分五厘程度の利率で運用しております。大体大さつぱりに申しましてそういうような関係になつております。

いでしょう。大蔵省としては今市中銀行の貸付の最高は幾らまで許しておいでになりますか。

○井堀委員 大蔵当局にひとつお尋ねいたしますが、二十九年年度末での積立金が一千六十九億九千万円だといふ御答弁をいただいた。私はまだ八百億か九百億だろつと思つてゐる間に一千億になつて、その余を越しておるとの御答弁であります。その一千六百九十億九千万円の積立金を大蔵省が運用部資金としてどのように今のとこ

ろはもちろんだだけではないと思ひますが、いろいろのものが一緒になつてその使途はどういう方面で、その利率はどれだけ回収しておるか。

それからも一ついつてこの保険に利息はいくら払つてゐるか、額でなしに利率で言つて下さい。

○阪田政府委員 ただいまの厚生保険の預託金の額であります。これは二十九年年度末では予想になると思ひますが、二十八年度末、二十九年三月末現在では八百十六億といふふうになつております。それでこういうものをも含めまして、資金運用部の資金の総額は三月末で八百七十三億といふふうな金額になつておるわけでありま

○井堀委員 お答へがありませんから何ですが、大蔵省が市中銀行の貸付に對しては五銭ないし五銭五厘を許可しておるようでありま

○阪田政府委員 先ほどの御尋ねは、貸出しあるいは手形及び銀行の金利の問題のようでございますが、預かりの方の金利になりますと、これはやはりいろいろと市中金融機関の預かります金利その他とのバランスを考えなければなりません。なお資金運用部の預かります利率は、これは三月以上一年未満、一年以上三年未満という非常に特殊な形態の、特殊な預金でありますので、その点等も考慮に入れなければならぬと思ひますが、大体現在資金運用部が預かつておるこの預託金の利率というものは、今申しまし

たいまの収支の問題であります。が、率で申せというお話であります。から申し上げますと、預ります預託金の利率は預託機関によりましていろいろになつておるわけでありま

○井堀委員 大蔵省は市中銀行の貸付金利は最高幾らまで許しておりますか。

○阪田政府委員 市中銀行等の貸付の利率というものは、例の金利調整の法律の規定がございまして、それによりまして協定というふうな形で金利がきまつておるわけでありま

○阪田政府委員 先ほどの御尋ねは、貸出しあるいは手形及び銀行の金利の問題のようでございますが、預かりの方の金利になりますと、これはやはりいろいろと市中金融機関の預かります金利その他とのバランスを考えなければなりません。なお資金運用部の預かります利率は、これは三月以上一年未満、一年以上三年未満という非常に特殊な形態の、特殊な預金でありますので、その点等も考慮に入れなければならぬと思ひますが、大体現在資金運用部が預かつておるこの預託金の利率というものは、今申しまし

○井堀委員 大蔵当局にひとつお尋ねいたしますが、二十九年年度末での積立金が一千六十九億九千万円だといふ御答弁をいただいた。私はまだ八百億か九百億だろつと思つてゐる間に一千億になつて、その余を越しておるとの御答弁であります。その一千六百九十億九千万円の積立金を大蔵省が運用部資金としてどのように今のとこ

ろはもちろんだだけではないと思ひますが、いろいろのものが一緒になつてその使途はどういう方面で、その利率はどれだけ回収しておるか。

それからも一ついつてこの保険に利息はいくら払つてゐるか、額でなしに利率で言つて下さい。

○阪田政府委員 市中銀行等の貸付の利率というものは、例の金利調整の法律の規定がございまして、それによりまして協定というふうな形で金利がきまつておるわけでありま

○井堀委員 お答へがありませんから何ですが、大蔵省が市中銀行の貸付に對しては五銭ないし五銭五厘を許可しておるようでありま

○阪田政府委員 先ほどの御尋ねは、貸出しあるいは手形及び銀行の金利の問題のようでございますが、預かりの方の金利になりますと、これはやはりいろいろと市中金融機関の預かります金利その他とのバランスを考えなければなりません。なお資金運用部の預かります利率は、これは三月以上一年未満、一年以上三年未満という非常に特殊な形態の、特殊な預金でありますので、その点等も考慮に入れなければならぬと思ひますが、大体現在資金運用部が預かつておるこの預託金の利率というものは、今申しまし

たいまの収支の問題であります。が、率で申せというお話であります。から申し上げますと、預ります預託金の利率は預託機関によりましていろいろになつておるわけでありま

○井堀委員 大蔵省は市中銀行の貸付金利は最高幾らまで許しておりますか。

○阪田政府委員 市中銀行等の貸付の利率というものは、例の金利調整の法律の規定がございまして、それによりまして協定というふうな形で金利がきまつておるわけでありま

○阪田政府委員 先ほどの御尋ねは、貸出しあるいは手形及び銀行の金利の問題のようでございますが、預かりの方の金利になりますと、これはやはりいろいろと市中金融機関の預かります金利その他とのバランスを考えなければなりません。なお資金運用部の預かります利率は、これは三月以上一年未満、一年以上三年未満という非常に特殊な形態の、特殊な預金でありますので、その点等も考慮に入れなければならぬと思ひますが、大体現在資金運用部が預かつておるこの預託金の利率というものは、今申しまし

○井堀委員 大蔵当局にひとつお尋ねいたしますが、二十九年年度末での積立金が一千六十九億九千万円だといふ御答弁をいただいた。私はまだ八百億か九百億だろつと思つてゐる間に一千億になつて、その余を越しておるとの御答弁であります。その一千六百九十億九千万円の積立金を大蔵省が運用部資金としてどのように今のとこ

ろはもちろんだだけではないと思ひますが、いろいろのものが一緒になつてその使途はどういう方面で、その利率はどれだけ回収しておるか。

それからも一ついつてこの保険に利息はいくら払つてゐるか、額でなしに利率で言つて下さい。

○阪田政府委員 市中銀行等の貸付の利率というものは、例の金利調整の法律の規定がございまして、それによりまして協定というふうな形で金利がきまつておるわけでありま

○井堀委員 お答へがありませんから何ですが、大蔵省が市中銀行の貸付に對しては五銭ないし五銭五厘を許可しておるようでありま

○阪田政府委員 先ほどの御尋ねは、貸出しあるいは手形及び銀行の金利の問題のようでございますが、預かりの方の金利になりますと、これはやはりいろいろと市中金融機関の預かります金利その他とのバランスを考えなければなりません。なお資金運用部の預かります利率は、これは三月以上一年未満、一年以上三年未満という非常に特殊な形態の、特殊な預金でありますので、その点等も考慮に入れなければならぬと思ひますが、大体現在資金運用部が預かつておるこの預託金の利率というものは、今申しまし

たいまの収支の問題であります。が、率で申せというお話であります。から申し上げますと、預ります預託金の利率は預託機関によりましていろいろになつておるわけでありま

○井堀委員 大蔵省は市中銀行の貸付金利は最高幾らまで許しておりますか。

○阪田政府委員 市中銀行等の貸付の利率というものは、例の金利調整の法律の規定がございまして、それによりまして協定というふうな形で金利がきまつておるわけでありま

○阪田政府委員 先ほどの御尋ねは、貸出しあるいは手形及び銀行の金利の問題のようでございますが、預かりの方の金利になりますと、これはやはりいろいろと市中金融機関の預かります金利その他とのバランスを考えなければなりません。なお資金運用部の預かります利率は、これは三月以上一年未満、一年以上三年未満という非常に特殊な形態の、特殊な預金でありますので、その点等も考慮に入れなければならぬと思ひますが、大体現在資金運用部が預かつておるこの預託金の利率というものは、今申しまし

○井堀委員　長期金融がどういうのか。私はしろうとですからわかりませんけれども、しかしこんな大きな金額を、何ぼ何でもこんな安い利息で借りられるなら、労働者もよく住宅を建てたいだらうし、病院もつくつてもらいたいだらうし、いろ／＼国としてもやらななければならぬ仕事はたくさんあるので、みな財源がないということと逃すが、みな財源がないというところで逃げておる。しかしこういう金が労働者に直接還元されない、先ほどの御説明

によりますと、公債以外は直接営利をやるか、あるいは地方公共団体の利潤の追求のために活用されるわけなんです。一方で特定人の保険であるからというこで、国庫負担を渡るときにはこの看板を高く掲げ、労働者の金に預かつて活用する場合には、一般並の低いものにおしなべてしよう、これも保険経済がゆたかである場合にはけつこうであります。先ほど私がたびたび厚生省にお尋ねして答弁をいただいております中でも明らかにされておりますように、もつと出さなければならぬということは百も承知しておるわけなんです。また出したい誠意に欠けるものではないけれども、ないそでは振れぬという説明が繰返されておる。ないどころではない。一千億を上まわるありがたいこんな大きな金が一体最低三分五厘、最高五分五厘、もつてのほかのことであります。たとえばこれと類似した資金が、公務員の共済組合

○阪田政府委員　ただいまの融通利率が非常に安いというお尋ねでありましたが、先ほど来申し上げましたように、政府の特別会計等に融通する場合とは別として、一般に地方債あるいは金融公庫等に融通いたします場合は、六分五厘という利率で運用しているわけであります。これは先ほど地方のいろいろ営利事業に貸すというようなお話がありましたが、そういう趣旨のものでございませんで、やは

り地方の公共的なものに充てさせるために地方公共団体に貸している、あるいは金融公庫等にいたしても、国民金融公庫とかあるいは住宅金融公庫とか、そういうた勤労者に縁の深い金融公庫等にも出てる資金があるわけがあります。それらのもに對しまして、大体国の会計に入れます場合、あるいは一般の市中の金融債というような、これこそほんとうの市中金融債に出ます場合等のつり合いをとりまし

〔古屋(菊)委員長代理退席、委員長着席〕

それてだいたい預かります方の利率の点にも触れておつたように考えますが、大体とりまとめて申し上げますと、資金運用部の預かります方の利子、あるいは事務費——これはほとんどかかりませんが、両方總合いたしますと、大體昭和二十八年で預かります方の資金の原価と申しますが、コストは五分九厘二毛ということになつております。それから運用いたします方

の利まわり、これが大体総合平均いたしまして六分二厘二毛というふうになっているのであります。それでこの差額を見ますと約三厘ほどの利ざやがある。それだけもうけているじやないかというような御意見が出ることと思うのであります。これが大体金額にいたしまして、今の三厘幾らというのが十六億ほどの資金になります。ところがこの資金の關係は、これはもうかつたように見えますけれども実は利益になつていない、実質的に考えますともうかつたことになつていないのであります。実は郵便貯金の方の利子を払いますほかに、全国の郵便局で郵便貯金を受け入れ、払いもいたします。事務費が相当かかるわけであります。それを入れますと、実際は資金運用部の一番大きい源泉であります郵便貯金の方は、資金運用部から払つてやります利子だけでは成り立つて行かない、こういう形になっているわけであります。従いましていただいたの余りました資金を一般会計へ繰入れております。これがすぐに一般会計から郵便貯

○井堀委員 何も安く預かつて安く貸しているということから来る利ざやを私は問題にしておらぬのです。先ほど

御説明がありましたように、公債でありますとか国債であるとか、あるいは地方団体へ貸しつける、あるいは住宅金融公庫あるいは庶民金融公庫といったような公庫に貸しつけるとかいうような金に、一体どうして厚生年金のような、血の出るようなところという財源を振り向けなければならぬだろうかということが問題であります。こういう財源は、こういうところにやるべきでなくして、こういう金は言うまでもなく労働者のために還元融資をされるのであるならばとにかく、御案内のように労働省で管理しております労働金庫については、貸付利息を最高五銭まで許しておるわけです。それでも資金源が足りないのです、地方団体あるいは労働組合の戦闘資金までかり集めて活用しておるわけであります。こういう実情からいっても、勤労大衆がいかにその日の生活のために高利を使わなければならぬかということがよくわかるわけです。これは労働金庫を通して合理化

されたる面でありませう。実績を見ますとおおむね高利借りが多いのであります。やみ金融を使つて、あるいは質ぐさを持つて行つて一割以上をとられる、質屋の金融で労働者は毎日危機をしのいでおるという実情であります。それが一体地方団体はどうして労働者の金を貸さなければならぬのですか。なぜ一体労働者に還元融資をしなないのか。それでなかつたら利率については——一般の市中銀行の貸出し金利として大蔵省が許可しておるというのは、いうまでもなく、この程度の金利であれば金融機関として安全性が保たれるというので許可をして、きびしい監督条件を付しておると思うのであります。これだけがなぜ一体そんなに低い率でなければならぬかということについて、どうしても労働者は納得しないと思う。こういう点に対する何らかの答弁をいただかないと、私どもの責めも果されないわけであります。ところが厚生省の答弁を聞いているとなんかいづくした。私は金利計算をしたみたのですが、数字はあなたの方が詳しいと思いますけれども、一十億に対する五分五厘の利息と七分五厘の利息、この二分の違いがどれだけの金額になるか。市中銀行は一割五分までまわつておる。決して危険ではありません。安全率を保持しながらやつております。こういうものに對して一体大蔵省は——金融機関についてはあなたの所管ではないかもしませんが、しかし預つておるのはあなたの責任でですか、そういう点について、大臣でないかと答弁しにくいところもございまいしよ

うが、あなたの答弁のできる範囲内で

けつこうですから、はつきりひとつ答
弁願います。

○阪田政府委員 私からお答えできる
限りお答え申し上げてみたいと思いま
すが、この資金運用部の金を預かりま
して、またこれを運用するということ
で、政府の金融機関と似たような形を
外形上はしておるわけでありませう。
しかしやはり資金運用部というものは国
の機関でありまして、しかも預かつて
いる金は郵便貯金など、広く庶民大衆
の金が集まつたものであります。ある
いはたいたお示しの厚生年金のよう
な特別の資金とか、そういったような
やはり公共的な資金というが、広く国
民一般から集まつた金という色彩が強
いと思うのでありまして、そういう意
味におきまして、銀行のような――こ
れも広く一般から集めるわけではあり
ますが、たとえば事業会社の金とか、そ
ういった式の金は、資金運用部の預つ
ておる資金には入つていないわけであ
ります。そういうような趣旨から、資金
運用部の運用の建前は、やはりそい
う預かつた資金を安全に確保し、しか
も公共的な方法を運用して行く、国民
経済全体を考へて、適切な方面に運用
して行く、これがどうしても資金運用
部の建前になると思つたのでありまし
て、安全確保でも非常に有利にまわ
る、資金の使途はどうあるうとも、金利
さえよければいい、こういうよう
な建前では、これはやはり運用はでき
ないと思つたのであります。ことに実際
問題として考へますと、資金の総量が
現在では八千億というような額になつ
ておるわけでありませう。こういうよう
な大きな資金を、もうかるからといつ
てそういうふうな営利的な、利まわり

のいい方面ばかりに投資するというこ
とは、実際さういふものをそれだけ求
めることも困難でもありませうし、
国民経済としても非常に問題じやない
か。やはり資金運用部といたしまして
は、その事業の性質上からいいますと
て、国民経済上せひともこれはやりた
いことではあるが、市中金融機関から
資金を仰いでおつたのでは資金がまわ
らぬ場合もありませうし、あるいは利率
が高過ぎる、事業の性質上やりにくい
といったようなもの、やはり力を入
れてやるというような立場も考えなけ
ればならない。ただ利まわりが低いじ
やないか、もう少し高い利率の運用先
も探せるのではないかと、そういうな
ことだけでは、資金運用部の本来の建前
から申しまして少し無理ではないか、
あるいは適切でないのじやないかとい
うように考へるわけでありませう。それ
でたゞいま、集まりました金をなせも
つと勤労者に還元しないのか、あるい
は地方団体なんかはどうして貸してお
るのかというふうなお尋ねがございま
したが、これは実は多少誤解されてお
る点があるのではないかと思ひます。
資金運用部の資金を地方にまわします
場合には、これは何も地方で勤労者に
全然縁のない費用に使うということでは
ないものでありまして、御承知のよう
に勤労者更生資金――これは住宅とか
病院とかいふ方面に融資されることにな
つておりまして、二十八年度の二十
五億圓にいたしまして、住宅に二十
億、あるいは病院に五億というように
出ておりますが、地方債の方におきま
しても同じようなことがあるわけであ
りまして、地方公共団体に融通されま
した資金の中で病院の方にまわつてお

るものが、たとえば二十八年度につ
いて申しますと十八億圓あります。また
住宅関係の起債にまわつておりますも
のが六十四億、あるいはこまかいもの
であります。公益質屋にまわつておる
ものが二億、地方団体を通じてそうい
うような方面に出ておるわけでありま
す。
なおお示しの労働金庫につきま
しても、実は先ほどもちよつと申しまし
が、一般の長期融資の形ではありませ
んが、災害に対する特別の措置とい
つたしまして、実は昨年度におきまして
災害のありました府県の財政調整とい
うような形でその府県に融資をいたし
まして、その府県から預託金の形で労働
金庫に出ました金が、昨年度は災害
のときと年度末と二回出ましたので、
合せて五億二千九百万圓ございませう。
そういうふうな形、な形で、地方
団体に出すにいたしまして、勤労者
に縁の深い方面に非常に出ておるわけ
であります。

そのほか、先ほどからたび／＼申
上げておりますように、国民金融公庫
に対する融通でありますとか、住宅金
融公庫に対する融通ということも非常
に勤労者に縁の深いものでありまし
て、数字で申しますと、昨年度中に厚
生年金の預託金の新規にふえましたも
のは百八十億ほどであります。これ
に對しまして、勤労者更生資金として
出た金が二十五億、そのほか今申し
ましたところの地方公共団体を通じて
いろ／＼そういうような方面に出まし
た額が八十四億、国民金融公庫に出
した金額が五十一億、住宅金融公庫に
出ました金額が百億、合せて二百
六十億という、厚生年金の預託金がふ
えた額よりもよけい多い金額が、こ
ういふものだけ拾つてみても昨年度に
おいて出ておるわけでありませう。厚生
年金の趣旨からいいますと、そういう
勤労者、国民大衆に縁の深い方面にで
きるだけ力を入れて融資して行かなけ
ればならないということは当然のこと
であります。先ほど厚生大臣からも
そういうお話があつたようでありませ
うが、私どももいたしまして二十八年
度二十五億の勤労者更生資金――これ
は二十九年におきましては三十五億
圓に増加いたしますが、なおこれから
先におきまして、そういうような運
用の方針につきましては、ひとつ十分
考へて参りた、と、さういふように考へて
おる次第でございます。

○井堀委員 どうぞもう少し簡単に答
えていただきたいと思ひます。資金運
用部の性格については、私ども多少承
知しておるつもりであります。資金
運用部が高利まわりを追求するような
営利投資を考へられるはずのないこと
は言うまでもないのであります。そう
いふ意味で、ここが金を預かれ
ば、金利の低いことは覚悟しなければ
ならぬ、それはわかつておる。だから
さういふところになぜ入れたかとい
うことが問題になるわけでありませう。
かし入つておる。それで事実を伺つた
わけでありませうが、事実の上で明らか
にいたしましたように、このために厚生
年金がたいへんな迷惑をこうむつたこ
とは――今答弁してもらつた長くなり
ますし、委員長の注意もありませんから、
大蔵省にはお気の毒ですけれども、あ
とで数字は文書で私の方に回答してく
ださい。さつきお尋ねいたしました昭
和二十三年の七十九億は、昭和十六年
からずっと、どういふぐあいに増加し
て来て、その金利が何ほど計算され
たか、その当時の市中銀行と大蔵省の
貸付最高利率との比較と、金額を出し
ていただきたい。それから大蔵省が許
可しております市中銀行の最高貸付利
息は幾らであるか、それと大蔵省が
厚生年金保険に利息として払い込んで
いる金額は何ほどであるか、その差額を
ひとつ数字の上に出していただきたい。
そこで、先ほどお話の地方公共団体
に貸しつけた金は必ずしも労働者と縁
のない貸付じやない、ごもつともであ
る、私もよくそれを承知しております。
しかしさうであるからと、つて、
厚生年金の金がそこに使われていいと
いう理由にはならぬです。これは資金
運用部資金の金がそこに使われておる
という説明だけなんです。

それから、一体なぜ大蔵省は厚生年
金保険の独立した管理を許さないの
であるか、許さぬとか、許したといふ
言葉は強過ぎるかもしれませうが、そ
ういふ要求を厚生省から受けたことが
ないかあるかを御答弁願ひたい。
○阪田政府委員 この政府関係の特別
会計の積立金等は、資金運用部に集め
て統一いたしました。総合的に国民経
済に役立つような方面に運用して行く、
これが基本的な考え方でありまして、
これによりまして各特別会計の積立金
も安全確実に運用されて行く形になつ
ておるわけでありませう。さういふよう
な趣旨から、厚生年金の積立金も資金
運用部の方に一緒に集めて運用されて
行く、こういう形に現在なつておるわ
けでありまして、これを厚生省の方だ
け分離して別に運用したいという申出

を受けたことは、現在までございませ

○井堀委員 それでは厚生省にお尋ね
します。二十七年年度だつたと思ひます
が、社会保険審議会がこのことを決議
して、厚生大臣に要請したことがある
はずですが、それは掘りつづけておい
でになるのですか、大蔵省と交渉した
ことがありますか。

○久下政府委員 当時のことにつきま
して私からお答え申し上げます。確か
に社会保険審議会が、決議の形におき
ましてそういう建議をされたことがご
ざいます。それはひとり厚生大臣に対
してのみでなく、関係大臣である大蔵
大臣にもされたのでございます。この
ときは、私の記憶では、社会保険審議
会の会長その他関係の委員の方々が、
直接大蔵省に参つて建議の趣旨を説明
されたのでございます。従ひまして私
どもとしては、厚生大臣にあつたもの
を受取つておるのであります。

○井堀委員 とつともないことをやつ
ております。委員会がせつかく決議を
しても二年にもなるのに、大蔵省へ
直接交渉されていないことは、
ここでとがめだてはいたしません、
そういうことは今後改めていただきた
い。希望だけをいたしておきます。

○小島委員 館俊三君。
○館委員 けさからの各委員の質問及
び政府の回答によつて、ほとんど私の
質問したい事項は尽きてしまひまし
た。ことに今の前発言者の最後の言葉
で、きよりの各委員の質問の集約が出
たと私思うのであります。そういう質
問によつて厚生年金保険法に対する諸
問題が浮き彫りされておると思ひます
ので、私は方面をかえまして、二、三
お尋ねしたいと思つております。
それは二十九年年度の国家予算におけ

のことはやつていけるのです。これは決
して大蔵省のお世話にならぬで、直接
運営して上手にやつておると私も聞
いております。こつちは大き過ぎるか
らうが、悪いというなら、その大き
なものを持たしてあぶないという根拠
は一体何でしょうか。それからまた厚
生省は、こういう金を預つてみても持
ちも下りできないという心配がある
のか、この点を伺つておかないと、決
議した側に対して申訳ないと思ひま
す。今度国会も決議するかも知れな
い。

○草薙國務大臣 だん／＼お話のあり
ますように、厚生年金によります積立
金が、来年末になりますと一千百六十
九億九千万円、十年後になりますと
五千四百四十億円という膨大な額にな
ります。従つてこれが運営、運用、管
理ということが、厚生年金の一つの大
きい中心をなす。一方から考えます
と、これだけの金を持つております
と、利率を相当高いものになつて、
金融界を操作するくらいの大きい力が
ある。しかしこの金自体の性格から考
へまして、この金の独立の運営だけを
考へて参りましたら、一つの大きい機
関を持つて、経済の変動を常に注意し
ながら貸出し先を十分検討して参りま
せん、不安な状態、危険な状態にな
る、不安な状態が多くなつて来る。同
じ国家の機関の中でこれらを専門とい
たしておきます大蔵省が、そういう点
を十分検討しながら運営をするという
やり方の方が現在としてはむしろ妥当
ではないか。ただ利率がもう少し有利
にまわる方法はないかということが結
局具体的問題になつて来ると思ひま
す。そこで別な機関を設けて来ると

ことはかえつて——せつかく大蔵省あ
たりにはそういう機関があり専門的にや
つていけるのを、それと切り離して行く
という場合におきましては、事務的に
あるいは経済の変動に即応するといふ
点から考へて、一応はよいように見え
ますけれども、必ずしも妥当ではない
と思ふ。従つて国家機関が許し得る
また操作し得るなるべく高いと申しま
すか、有利な利率に今後まわすといふ
方向で管理して行く方が適當ではない
か、かような考え方が適當ではない
と、これだけ膨大な資金運営あるいは運
用する場合におきましては、よほどス
タッフを十分にいたしませんと、むし
ろ一般経済界に、ときにありますと大
きな影響を与えるおそれがありますの
で、そういう点から考へまして、国
家のそういう機関においてなるべく統
制した方がよいではないか、かように
考へております。

○井堀委員 厚生大臣の答弁はきわめ
て重大だと思つております。というのは、
この保険は積立金に依存する建前をと
つていけるのです。その積立金を保険運
用の部門外において論議するといふこ
とは、所管大臣としては大失態であ
る。これはたいへんな失言です。そう
いう考へではこの保険は立ち直りませ
ん。これはなるほど日本の金融政策を
左右するよう大きな金額になるかも
しれません。しかしそういう考へ方と
いふものがあるならば、この改正案と
いふものはつじつまが合わないのだ
です。何もこういふ積立金を五千五百億
円にすることが目的じやないのです。
ある場合には積立金を食つても、被保
険者の犠牲を救済するといふやり方が
望ましいわけでありまして、しかしこ

でそれを議論するわけではありませ
ん。でありますからここで主張いたし
たいことは、積立金といふものはあく
まで保険経済と密接不離の關係に置か
れておる建前なんです、それを所管
違ひで——いろいろ伺つてみると、も
つてのほかなんです。保険経済のこと
を一向考慮しない、労働者の実情に全
然無関心な管理と運用が行われてい
る。のみならず、労働者の生血を吸収
するような貴重な金を集めて、それを
政府の地方政策やあるいはその他の政
策のために利用するなどは、人のふま
で許されるのです、これはとんでも
ない運営の誤りである。こういうもの
を厚生大臣がこゝ／＼と大蔵省に預け
ておきますというふうなことを言
うようでは、厚生大臣は本目だちに
この問題で辞表を出さなければならな
い。責任を感じなければいけません
よ。これは私がいまさら申し上げるま
でもないと思ふ。こういう問題につ
いて、今度の改正案についてはまづた
く一貫したものを認めることができない
ので、われ／＼ははなはだ残念であ
ります。まあそれはそれといたしまし
て、大蔵省の心配されますように、
金額が非常に大きいということが金融
政策に影響があるというならば、それ
はあくまで保険経済の中で運用するこ
とであつて、目的はあくまで厚生年金
保険を円滑にすることのために用いら
れるのでありますから、それが大蔵省
の懸念するようには、日本の金融界を、
あるいは金融政策を混乱せしめるよう
な投資をやるはずはもちろありません
。あり得ることではないのでありま
す。それは単なる杞憂であるか、ある

いは離したくないから因縁をつける口
實にしか過ぎないのであります。そん
なことはあり得るわけはないと思ふの
であります、こういうことについて
は大蔵省は、早くきいてさつぱり、よ
そのものに割込んで行くようなことを
やらないで、また厚生省もこの際、緊
急一番、かかる経済の長期保険として
の理想に向つて少しでも前進するよう
に改正が行われるべきだ。こういう改
正を意図する結果、そういうところ
に一つの欠陥が出ておると思ふ。厚生大
臣の答弁の中から、随所に厚生大臣に
ふさわしからざる答弁ばかり伺つて残
念に思ひます。さうぞ、真剣にこゝ
ろ長期保険について御検討をお願い
いたす。ことに今お尋ねをいたしました積
立金については、いろいろ懸念される
点について十分注意を払うことは当然
であります、最も合理的で民主的な
る独立した保険経済の中において積立
金の管理と運営が行われますよう、
適切な処置を私は要望いたしまして、
まだお尋ねしたいのであります
が、他の同志のお尋ねもあるようであ
ります、時間もありませんので、一
応私の御質問を終りたいと思ひます。

○小島委員 館俊三君。
○館委員 けさからの各委員の質問及
び政府の回答によつて、ほとんど私の
質問したい事項は尽きてしまひまし
た。ことに今の前発言者の最後の言葉
で、きよりの各委員の質問の集約が出
たと私思うのであります。そういう質
問によつて厚生年金保険法に対する諸
問題が浮き彫りされておると思ひます
ので、私は方面をかえまして、二、三
お尋ねしたいと思つております。
それは二十九年年度の国家予算におけ

る社会保障費関係の予算は、大体八%になるかならないか、こういう位置を占めておられると思うのですが、世界各國におけるこういうものの予算における比率はどういうふうになつておるか、二、三あげていただきたいと思ひます。

○草葉國務大臣 世界各國におきまする社会保障費の比較でございますが、実は最近のはまだ手元にありませんが、二十八年度の比較が、カナダ、アメリカ、イタリヤ、オランダ並びにイギリスと参つております。これらと比較いたしますと、社会保障費の計算の基礎が各國によつて違ひますが、この比較によりますると、歳出における割合が、日本が八・五%、カナダが一・六%、アメリカが三・六%、イタリヤが一・六%、オランダが一・三・六%、イギリスが一・七・七%、かように表してはなつております。それでこの社会保障費の予算の範囲は集計によつて少々違ふ点があるかと存じますが、しかし大体の点はこれで一応は見當がつくのであります。

○館委員 各國における社会保障費の予算の集計のぐあいによつて違ふのでありますけれども、今おしやつた計数によりまして、日本の社会保障費の負担は総予算の中において非常に低いといふことがわかるのです。今にわか前の調査で調べてみたのですが、一九五一年の予算では、イギリスは一・八%、フランスは一・五%、イタリヤは一・三%、アメリカは一・七%というふうになつておるのであります。日本の厚生年金保険その他社会保障費の位置が各國に比べて非常に悪いといふことがこれでわかる。

その次にお聞きしたいのは、社会保障費の総費用と国民所得の割合では、日本の社会保障費と日本の国民所得、これを調べてみますと、日本では国民所得の三・九%になつておるが、この点については各國がどういふふうになつておるか、おわかりであつたらお聞かせ願ひたい。

○草葉國務大臣 国民所得に対するパーセントはただいまちよつと手持ちがございませんので、あとでお知らせいたしたいと思ひます。

○館委員 私の方の調査部で調べたのによりますると、イギリスでは国民所得の一〇・三%くらいがそれに當つておる。フランスでは九%くらいがそれに當つておる。アメリカでは八%くらいがそれに當つておる。われわれの調査が間違ひなければ、日本の場合は総所得の三・九%くらいしか當つておらない。こういう面でも社会保障費がいかにか考えられておらないかといふことがわかる。この厚生年金にいたしましても、いづれの社会保障費にいたしましても、目的はそういう社会保障にあるのでありますから、その基礎になつておる労働賃金がどうなつておるかといふことを考えてみると、社会保障年鑑で調べてみますと、労働者の賃金水準は一九五一年の五月で、日本の場合は一時間当りで表わすと約五十八円になつておる。ところがよその国では、アメリカでは五百七十六円くらい、数字が間違つてゐるかもしれせん。厚生年金保険については皆さんが十分聞きになつてと思ひましたので、別な角度から大急ぎで調べて来たのですが、イギリスでは百四十八円くらい、フランスでは百二十円くらい、西

ドイツは百二十八円くらいになつておる。考えてみますと、貧弱な日本の社会保障費、その上さらに貧弱な、段違ひの賃金水準を土台としてけさから論じられておつたのであります。だから厚生年金保険といふものは厚生年金の値がないといふことを、私はここで言つてゐるわけです。皮肉な言い方をいたしますと、日本がこの方面で西歐諸國に肩比べできるのは、結局社会保障の保険料の負担で、これは世界で一番多い。今使われておる被使用者負担は、諸保険料を賃金額で割つた数字を見ると、賃金に対する保険料の負担総額に對して、一九五一年で五・三%といふことで、世界で一番多いのです。イギリスでは三・一%しか負担しておらない。フランスでは同じく三・一%、アメリカでは一・五%の負担になつておる。各國に比べて保険料がいかにか高いかかわかるのです。こういう保険料を算定する場合において、こういうことと比較して考えれば、労働者がこういう制度ができる前から保険料の金額が負担をせきりに言つておるのには無理もないことなんですよ。以上の話で明らかになつたことは、日本では、社会保障は西歐諸國の場合のように、国民の権利あるいは國家の義務として考えられておるのではないといふことです。

これは厚生年金とか社会保障とかいふ言つておられますけれども、現在提出されたもの、また行われておるものは、社会保障といふものではなくて救済政策としか考えられておらないといふことを私は言わなければならぬ。今日の問題は、予算案等に現われた新政策では、そういうことを無視して再軍備費用に多くを食いとられておるのですから、さつきから私たち委員がいろいろ言つておつても、金がないといふことはそういうことなんですよ。労働省とか日経連は、国民所得に占める労働者の所得が全体の五〇%になつておるから、賃金ストツプをするとか何とかいふ切り下げる考えを持つておるようです。しかし五〇%になつておつたとしても、この数字の中にはいろいろのものが含まれておる。保険料も含まれておるが、多分に税金もその中に含まれておつて五〇%。純粋な可処分所得に言うならば、五〇%になつておるといふ政府の数字には承服できない。おそらくそれ以下の賃金水準になつておると思はれるのです。が、厚生大臣はこの点についてどういふふうにお考えになつておるかといふこともお聞きしたい。

○草葉國務大臣 ただいま国民所得についてお話がありました。数字が少し古いのですけれども、一九五一年、昭和二十六年の分で見ますと、これは今お示しの年度かどうか存じませんが、カナダが二・五%、アメリカが三・三%、イタリヤが二・八%、オランダが三・九%、スウェーデンが四・七%、スイスが三・二%、イギリスが三・六%、オーストラリアが三・五%、ニュージーランドが九・八%となつておるのであります。が、日本はこれらと比べますとお示しのようにずっと低いのであります。

それから各國の保険料率の問題であります。これも年代等が違ひますから、一概には比較できませんけれども、大体老齡年金を中心に考えますと、あながち日本の率が高いとは言えないと存じます。ブラジルが被保険

者、雇い主のおよそ五%であります。大きい国だけを申しますと、ドイツの米英占領地区は二・八%、ソビエトの占領地区が一・〇%、スイスが二・七%、連合軍は雇い主が三・七%から一・七%、被使用者はなしになつております。アメリカが一・五%、フランスが被保険者が六%、雇い主が一・〇%、イギリスはちよつと出ておりませんが、わかりかねますが、大体各國の状況は以上申し上げたやうであります。

○小島委員長 島上善五郎君。

○島上委員 簡単に質問しますが、この厚生年金の巨額の資金は、今日私も考えると、不当に運用されておると思ふのであります。そのことについては先ほど井堀委員から詳細に質問がありました。その御答弁に私も納得しません。それに関連して一つだけ伺いたいのは、この運用をいたしまして、大蔵省においては、二十七年に剰余金三億圓を一般会計に繰入れておるといふことをある公述人がこの厚生委員会の公聴会において述べておりますが、これは事実でしょうか。

○草葉國務大臣 ちよつとその点は私はつきりいたしません。ただ、この二十七年の五分五厘の利率の運用が五分七厘七糸となつたので、二厘七糸でございますが、それが一般会計に繰入れられた形になつておる、こういうのではな

○島上委員 厚生大臣はよく御存じに

○草葉園務大臣　その差額と申しますか、その金が大体お示しの点であると存じます。そこで、これは二十七年年度でそういう結果になりましたので、この点は、私どもも、今後の資金の運営につきまして十分考えて行かねばならない点であります。従つて、先ほど来利率の問題等で、私の方からもまた大蔵省からもお答えを申し上げましたが、これらの点を考えながら、利率のみならず、運用について現在両省で折衝いたしておる次第であります。

○島上委員 この資金の運用につきましては、すでに公聴会において、労使公益各公述人からも、同様に、民主的な管理運用の道を開いてこれを被保険者の福祉のために運用するよう、いわゆる還元融資の道を講ずべきものである、そのうちのほんの一部を還元融資としたというようなことではなしに、全額そういう方面に有効に使うべきものである、こういう公述がなされておりまするし、社会保障制度審議会の答申案の中にもはつきりとそのように政府に答申しておるわけであります。しかるに、今度の法改正にあたつてはそういう点がまったく考慮されていない。これは私どもの最も不満とする一点でございますが、これに対して今後具体的にどういうふうなお考えを持つておるかという具体案がありましたら、ひ

○**葉國務大臣** お示しのように、現在は資金運用部資金法に基き、また厚生年金特別会計法に基きまして、資金運用部に預入いたし、資金運用部におきまして、資金運用審議会の議を経てこれを運用いたしておる。従つて、社会保障、社会保険等の関係からの御意見等もございまするし、かつまたこれが還元融資等につきましても、本委員会等のお話等もありまするし、資金の性格から考えましても、これらの点につきまして今後十分御意見を尊重して参りたいと存じております。ことに還元融資等につきましては、一層今後をういう点に力を注いで参りたいと存じます。

○島上委員　ただいまの御答弁では満足しませんが、それはその程度にしておきまして、あくまでもこれは、醸出した側の被保険者の福祉のために完全に還元融資をするように、民主的な運営機関を設けて、そのようにしていただきたいということを希望するにとどめておきます。

そこでひとつ厚生大臣に伺つておきたいことは、この法律は目的にはつきりとうたつておりますが、「労働者の老齢、廃疾、死亡又は脱退について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」と、条文の上では実にりつぱな目的でございますが、しかしこの法律が戦時中にできました当時のねらいというものから考えると、必ずしもこの法文にある目的を額面通りに受取れないと私は思う。そのことは、この法律制定当時に相当関与しておられたと思われる人の公述の中でも、戦時態勢のもとにあつて、労働者

保障を行うということが必要であり、また他方においては、当時上昇した資金の一部を強制貯蓄にかわつて封鎖し、インフレを防ぎ、さらにまた生産の拡充、つまり当時の軍需生産拡充の資金に利用する、こういうことを言つておるのであつて、これがほんとうのねらいではないかと私は思う。そうして今また日本の情勢が、再軍備をするような、そのために莫大な国家の費用を必要とするというように、この改正を行う、何かそこに一連の思想的なつながりがあるような気がしてならない。そうではないかもしれませんが、内容から見ますとそういうふうに考えられてしかたがない。そこで厚生大臣

から、この法律のほんとうのねらいは
一体どこにあるのかという点に対する
考えを念のために一ぺん伺つておきた
い。

○草薙國務大臣　これは第一条にはつきり申しておりますように、「この法律は、労働者の老齢、廢疾、死亡又は脱退について保險給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」のであつて、従ひまして、厚生委員会における公聴会においてのさる公述人からのお話にありますように、かつてはあるいは公述人のおつしやるようなことがあつたかどうかは私は存じませんが、それはさておくといつまして、今の御心配のような考え方は毛頭持つておりません。ことに、現在、再軍備云々というようなことと関連させましては全然考えておりませんから、この点は率直にはつきり申し上げませんが、この額面通りの精神をもつて進ん

○島上委員 まさ大臣が答弁されるのですから、この法律の顔面通りだと答弁するよりしかたがないと思うのですが、問題は内容です。この条文の目的の項にどういいうりつばなことを書いてありまして、内容が一体これに沿うものであるかどうかということが問題なんです。これはもう多くの同志諸君によつて質問されたので、私は多く申し上げる必要はないと思うのですが、二十年も保険金をかけて生活保護よりも下まわるというようなことで、一休労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上ということを言えるかどうか、これはまつたくおほずかしい次第だと思うのです。そこで私は内容から

見て額面と大分違っている、こう残念ながらいわざるを得ないわけです。そこで私はこの厚生年金保険が官吏の恩給及び遺族の扶助料と比較していかにはなほだしい差があるかということについて、厚生省においてはお調べになつておると思いますが、それをひとつ参考に承りたいと思います。

○草葉國務大臣　これはさきにも申しましたように、額面通りと申しまするまじ、額面以上にこの目的に向つては考えております。ことに寄与するといふ文字もいろいろ検討して、はかるなんというのをいはずに、今後誤解を生ずることがありませんようにいたしました次第であります。そこで国家公務員と遺族扶助料との場合の比較はどうだ、これも比較はいいたしました。むしろ現在の国家公務員のいわゆる恩給制度におきましては、先ほど来だん／＼お話をなつておりましたように、百五十分の五十といういわゆる三分の一が恩給で

この点につきましては四箇月というものが先ほど来問題になった点であります。が、むしろ今回は四箇月という行き方ではなしに、定額制に報酬を加えた、むしろ恩給よりも少くとも考え方では一歩進んだ社会保障制度をとつておる、生活保障体系をとつておる、理論的にはそうなつておる。そこで現実の問題としては、たとえば戦死者の遺族扶としまして、たとえ比較される問題、助料の問題が最近最も比較される問題であります。この場合の上等兵、一等兵、二等兵は兵長に引上げられまして、そうして加算倍率を二・四・五倍にいたしました、その結果が二万六千七百六十五円ということになったのが現

在の遺族扶助料であります。こういう点等を相当検討をし、かつまた生活保護法等をも検討いたしましたして、さきに資料で明示しておりますような数字を出して参つたのであります。これは先ほど来申し上げておりますように、むしろ現在の恩給の考え方よりももう一つ前進した考え方であると考えられておると思つておる。

ております。

○島上委員　考え方が前進したかどうかということよりも、問題はやはり実際にふところに入る金額がどうなつておるかという比較をされておるかどうか、されていると申しますが、もしここですという資料がたちになくて御答弁できなければ、私が計算したものをここで申し上げて伺いたいです。

これは私は間違いないと確信しています。が、老齢年金の場合に初任給三千円、それから最終の月取が一萬八千円、それに加給一人ということで一箇月二千九百五十円になるはずです。こ

れを公務員の恩給に直しますと、最終の月収が八千二百四十円の人によつて該当する。年限が二十年で恩給を受ける場合には二千九百五十円、これは実にはなほだしい差がある。遺族扶助料の場合も同様でありまして、初任給三千円、最終が一萬八千円、加給一人で千六百七十五円、この場合には公務員でありますれば七千二百二十五円の月収、こういうふうな私の計算ではなつております。これは間違いないと確信しておりますが、もしこうだといつたすれば、いかに公務員と労働者との間に大きな差があるかということがきわめてはつきりしておる。考え方の上においていかに前進しておりましたようにも、金額にこういう差があるといふことになりますれば、私はこれは労働者に対する一つの大きな差別というよりは、むしろ労働者を侮辱するものではないか、こう言つてもよからうと思ふのです。私のこの計算は間違いないと信じておりますが、もし厚生省においてこの比較の数字があらまされたらばお示しを願ひたいし、なかつたらあとでけつこうですかとお示しを願ひたい。

○草葉國務大臣 一応お答えを申し上げておきたいと存じます。三千円の場合には厚生年金では十五箇年の場合に二万七千円になつておるが、恩給法では十七箇年になつておると存じます。その場合には三分の一でございまして、その結果一萬二千円に相なると存じます。従つて遺族扶助料はその半額でありますから六千円と相なります。家族加給は年齢の相違と遺族の範囲の違いはありますが、四千八百円、この点は同額であります。

昭和二十九年四月二十三日印刷

間違ったと確信しますが、早急に計算したので、あとでまた十分計算をいたしまして、はつきりと確かめたいと思ひますが、いづれにしても公務員の恩給自体が今日決して理想的なものではございませんが、それに比べてもはなはだしく劣つておるものであるといふことは事實であると思ひます。なお今度の改正が改悪だと思はれる点が幾つありますが、そのうち私ども納得できませんのは、年齢を上げたといふことであります。これは先ほどの御答弁の中で平均年齢が最近著しく延びた、それから労働可能の年まで働いてもらいたい、そういうような考えであるといふことを言われましたが、平均年齢が延びましたのは、これはたしか多賀谷君も言われたと思ひますが、幼児の死亡率が低下したといふこと、それから結核者の死亡率が最近若年よりもむしろ壮年者になつておるといふようなことから平均年齢が若干延びておるのであつて、労働者の就労年齢が延びておるかと思はしますと、事實は逆でありまして、先ほど大臣が答弁された中にもすでに九割ほどが五十五歳停年制を実施しておるといふことも明らかであります。特に最近では年齢の高い長年の勤続者は、給料が高いところから、そういう給料の高い者をやめさせて、若い給料の安い者、三分の一程度で使える者を新規に採用するといふような傾向が至るところ顕著な事実となつて現れておる、そういうふうなときに年齢を引上げたといふことはどうも納得が行かぬ、この点に対してはもう一ぺん大臣の考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

○草葉國務大臣 先ほど局長から御答弁申し上げました以外におきましても、実は現状のままでこのように引上げますと、大体一三%ほど負担が増して来ると思ひます。従ひましてその一三%の財源負担という点もあわせ考へまして、年齢の五年延長といふの負担もいたした次第でございまして、なお各国の状況とわが国の状況とが必ずしも同一でありませんから、比較することはいかかと思ひますが、大体各国の老齢年金の開始年齢を調べますと、オーストラリアが男が六十五歳、女が六十歳、ブラジルが、おのの六十歳、カナダが七十歳、デンマークが男が六十五歳、女が六十歳、フランスが男女六十歳、ドイツが男女六十歳、イギリスが男が六十五歳、女が六十歳、ソビエトが六十歳と五十五歳、アメリカが六十歳といふように、多く申し上げるまでもなく、こういうふうな、各国とも老齢年金の最近の社会保障としての取扱ひ方が、大体その辺におちついておるのではないかと、しかし必ずしもそれがただちにわが国と同様だとは決して申し上げません。今申し上げました、また先ほど申し上げましたもの、この点を検討いたしまして、五歳ずつ引上げるといふことにいたしました。しかしこれは先ほども申し上げましたが、にわかには引上げることは妥当ではないと存じまして、二十年間という期間を置きまして、完全実施は二十年後にいたす。その間は順次これを引上げて行く、こういう暫定的な処置をとつて、その間のやりくりをいたす、こういうふうなことをいたした次第でございまして、

○草葉國務大臣 先ほど局長から御答弁申し上げました以外におきましても、実は現状のままでこのように引上げますと、大体一三%ほど負担が増して来ると思ひます。従ひましてその一三%の財源負担という点もあわせ考へまして、年齢の五年延長といふの負担もいたした次第でございまして、なお各国の状況とわが国の状況とが必ずしも同一でありませんから、比較することはいかかと思ひますが、大体各国の老齢年金の開始年齢を調べますと、オーストラリアが男が六十五歳、女が六十歳、ブラジルが、おのの六十歳、カナダが七十歳、デンマークが男が六十五歳、女が六十歳、フランスが男女六十歳、ドイツが男女六十歳、イギリスが男が六十五歳、女が六十歳、ソビエトが六十歳と五十五歳、アメリカが六十歳といふように、多く申し上げるまでもなく、こういうふうな、各国とも老齢年金の最近の社会保障としての取扱ひ方が、大体その辺におちついておるのではないかと、しかし必ずしもそれがただちにわが国と同様だとは決して申し上げません。今申し上げました、また先ほど申し上げましたもの、この点を検討いたしまして、五歳ずつ引上げるといふことにいたしました。しかしこれは先ほども申し上げましたが、にわかには引上げることは妥当ではないと存じまして、二十年間という期間を置きまして、完全実施は二十年後にいたす。その間は順次これを引上げて行く、こういう暫定的な処置をとつて、その間のやりくりをいたす、こういうふうなことをいたした次第でございまして、

○草葉國務大臣 先ほど局長から御答弁申し上げました以外におきましても、実は現状のままでこのように引上げますと、大体一三%ほど負担が増して来ると思ひます。従ひましてその一三%の財源負担という点もあわせ考へまして、年齢の五年延長といふの負担もいたした次第でございまして、なお各国の状況とわが国の状況とが必ずしも同一でありませんから、比較することはいかかと思ひますが、大体各国の老齢年金の開始年齢を調べますと、オーストラリアが男が六十五歳、女が六十歳、ブラジルが、おのの六十歳、カナダが七十歳、デンマークが男が六十五歳、女が六十歳、フランスが男女六十歳、ドイツが男女六十歳、イギリスが男が六十五歳、女が六十歳、ソビエトが六十歳と五十五歳、アメリカが六十歳といふように、多く申し上げるまでもなく、こういうふうな、各国とも老齢年金の最近の社会保障としての取扱ひ方が、大体その辺におちついておるのではないかと、しかし必ずしもそれがただちにわが国と同様だとは決して申し上げません。今申し上げました、また先ほど申し上げましたもの、この点を検討いたしまして、五歳ずつ引上げるといふことにいたしました。しかしこれは先ほども申し上げましたが、にわかには引上げることは妥当ではないと存じまして、二十年間という期間を置きまして、完全実施は二十年後にいたす。その間は順次これを引上げて行く、こういう暫定的な処置をとつて、その間のやりくりをいたす、こういうふうなことをいたした次第でございまして、

昭和二十九年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局